

**令和2年度 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者に
ならないための「生命の安全教育」調査研究事業**

報告書

令和3年3月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

目次

1. 調査研究概要	1
1.1 調査研究の背景.....	1
1.2 調査研究の目的.....	1
1.3 調査研究内容.....	1
1.3.1 実施内容.....	1
1.3.2 実施方法.....	2
1.3.3 実施期間.....	4
2. 既存教材・取組に関する調査	5
2.1 調査概要.....	5
2.1.1 調査対象.....	5
2.1.2 調査項目.....	7
2.1.3 調査方法.....	10
2.2 調査結果.....	11
2.2.1 地方公共団体における取組.....	11
2.2.2 学校における取組.....	13
2.2.3 NPO や民間団体、教職員等における取組.....	27
2.2.4 そのほかの特徴的な取組.....	41
2.2.5 既存の取組及び教材の総括.....	45
3. 発達段階に応じた教材イメージ・指導の手引き等の調査・検討	47
3.1 教材イメージ.....	47
3.1.1 幼児期.....	47
3.1.2 小学校.....	48
3.1.3 中学校.....	51
3.1.4 高校.....	52
3.1.5 高校（卒業直前）・大学・一般.....	54
3.2 指導の手引き.....	55
3.2.1 概論.....	55
3.2.2 幼児期.....	56
3.2.3 小学校.....	57
3.2.4 中学校.....	58
3.2.5 高校.....	59
3.2.6 高校（卒業直前）・大学・一般.....	60
3.2.7 特別支援教育.....	60
3.3 教職員・保護者への案内.....	61
4. 検討会開催概要	62
4.1 第1回検討会.....	62

4.1.1 日時	62
4.1.2 議事概要	62
4.2 第2回検討会	62
4.2.1 日時	62
4.2.2 概要	62
4.3 第3回検討会	63
4.3.1 日時	63
4.3.2 概要	63
4.4 第4回検討会	63
4.4.1 日時	63
4.4.2 議事概要	63
5. 付録一覧.....	64
5.1 教材・啓発資料イメージ	64
5.2 指導の手引き	64
5.3 教職員・保護者への案内	64

表目次

表 1	各発達段階における既存教材・取組の調査対象.....	2
表 2	作成した資料.....	2
表 3	検討会委員（敬称略、五十音順）.....	3
表 4	検討会実施実績.....	3
表 5	ヒアリング調査対象機関.....	6
表 6	全機関共通調査項目.....	7
表 7	機関別調査項目.....	9

1. 調査研究概要

1.1 調査研究の背景

令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化を速やかに進めると明記された。性犯罪・性暴力を根絶していくためには、適切な対処や性犯罪者に対する再犯防止施策の充実、被害申告・相談しやすい環境の整備、切れ目のない手厚い被害者支援の確立とともに、加害者・被害者・傍観者にならないための教育と啓発を実施することで、社会の意識改革につなげ、ひいては性暴力を未然に予防していくことが重要である。

内閣府においては、平成29年度より継続的に実施している「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」を始め、これまでも潜在化しやすい性暴力・性犯罪被害の実態把握や、地方公共団体等における被害者支援のノウハウや好事例等をほかの地方公共団体等でも生かせるよう提供するための調査研究が行われてきた。一方で、インターネットの普及による若年層のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）利用の増加の影響による性犯罪・性暴力や、JKビジネスのような新たな手法による性的搾取といった問題に加え、デートDVやレイプドラッグ、セクシュアルハラスメント、家庭内や学校での性的虐待、障害者に対する性的暴行等、低年齢児から大学生までの若年層を取り巻く性犯罪・性暴力被害が顕在化してきている現状がある。

性犯罪・性暴力を未然に予防し、根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。しかし、性暴力・性被害の予防や対処に関する教育については、自分の身を守るためという位置付けで低年齢から性教育を行っている諸外国における取組や、刑法上の性交同意年齢が13歳であることとの関係を踏まえると、不十分との指摘もされている。日本においてはこれまで、子供を性犯罪・性暴力から守るための様々な対策が講じられてきた。一方、子供に向けて直接「自分の体をどう守るか。守り切れなかった場合にどうしたらよいか」を教えるという対策は十分されてきたとは言えない。

1.2 調査研究の目的

本調査研究事業は、1.1の背景を踏まえ、「子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育」を推進するため、内閣府と文部科学省が共同で行う事業である。

先行する取組や教材の内容、指導の手引き等について実態調査を行うとともに、有識者からなる検討会においてその分析を実施し、発達段階に応じた教材や教職員向けの指導手引き、啓発資料、保護者向け資料等の作成に向けた検討を行うことで、教育現場が子供を性暴力の当事者にしないための教育を推進するために必要な情報を提供することを目的とする。

1.3 調査研究内容

1.3.1 実施内容

発達段階に応じた教材や教職員向けの指導手引き、啓発資料等に関して、下記の通り情報

収集・分析及び検討を実施した。

(1) 生命の安全教育検討会の設置・運営

既存教材・取組に関する調査及び発達段階に応じた教材内容の検討等について、専門的見地から助言をいただくため、有識者検討会（以下、「検討会」という。）を設置、運営した。

(2) 既存教材・取組に関する調査

調査においては、各発達段階について、以下の項目を調査内容とした。

表 1 各発達段階における既存教材・取組の調査対象

発達段階	内容
①幼児期～ 小学校低学年	水着で隠れる部分
②小学校中・高学年	SNS の危険性等の防犯指導
③中学校	デート DV、SNS の危険性等の防犯指導
④高校	デート DV、SNS の危険性等の防犯指導、JK ビジネス、セクシュアルハラスメント
⑤高校（卒業直前）・ 大学・一般	レイプドラッグ、セクシュアルハラスメント、AV 出演強要、酩酊に乗じた性暴力の問題、性的同意
特別支援教育	障害者に関する①～⑤等の取組

(3) 発達段階に応じた教材・指導手引き、啓発資料等の調査・検討

各発達段階に応じ、以下の資料及び教職員・保護者への案内のイメージを検討した。

表 2 作成した資料

発達段階	内容	
①幼児期	教材イメージ、学習用ワークシート、指導の手引き	
②小学校	低・中学年	教材イメージ、学習用ワークシート、指導の手引き
	高学年	教材イメージ、学習用ワークシート、指導の手引き
③中学校	教材イメージ、学習用ワークシート、指導の手引き	
④高校	教材イメージ、学習用ワークシート、指導の手引き	
⑤高校（卒業直前）・ 大学・一般	啓発チラシ、指導の手引き	
特別支援教育	指導の手引き	

1.3.2 実施方法

1.3.1 で挙げた各項目に対する実施方法を以下に示す。

(1) 生命の安全教育検討会の設置・運営

内閣府及び文部科学省と調整の上、委員には安全教育、養護・保健、生徒指導、特別支援、児童心理、性犯罪・性暴力対策に関し、知見のある有識者等 8 名を選定し、計 4 回の検討会を以下の要領で実施した。

また、参考人として、性教育に関する知識を有する者を 1 名選定し、第 1 回検討会に参加いただいた。

表 3 検討会委員（敬称略、五十音順）

区分	氏名	所属
委員	浅野 明美	全国養護教諭連絡協議会 会長 常陸太田市立世矢小学校 養護教諭
	浦 尚子	性暴力被害者支援センター・ふくおか 理事長
	緒方 直彦	全国特別支援学校長会事務局 次長 東京都立町田の丘学園 統括校長
	木間 東平	全国学校安全教育研究会 会長 葛飾区立柴又小学校 校長
	瀬高 真一郎	全国高等学校長協会 生徒指導研究委員長 神奈川県立市ヶ尾高等学校 校長
	西澤 哲	山梨県立大学 人間福祉学部 学部長・教授
	番 敦子	弁護士
	渡邊 正樹（座長）	東京学芸大学 教職大学院 教授
参考人	良 香織	宇都宮大学 准教授

表 4 検討会実施実績

検討会	実施年月日	場所	主な議事
第 1 回	令和 2 年 9 月 30 日 10:00～11:40	中央合同庁舎 8 号館 6 階 623 会議室	先行する取組の紹介並びに調査計画について
第 2 回	令和 2 年 11 月 20 日 9:00～11:00	三菱総合研究所 4 階大会議室 C	ヒアリング調査結果及び既存教材・取組の調査結果について
第 3 回	令和 3 年 2 月 2 日 14:00～16:00	オンライン開催	発達段階に応じた教材・啓発資料等の検討について
第 4 回 （最終回）	令和 3 年 3 月 15 日 13:00～14:30	オンライン開催	教材・啓発資料案及び報告書案について、並びに検討会総括

※ 第 1 回、第 2 回ともオンライン参加者あり。

(2) 既存教材・取組に関する調査

1.3.1(2)に示した調査項目について、地方公共団体、学校、NPO 法人、民間団体、その他研究者や学生団体等における特徴的な取組や使用されている教材等に関して、公開資料及びウェブサイトから文献調査を行い、情報収集した。そのうち、特徴的な取組を行っている

とみられる計 14 機関（個人含む）に対して、後述の「2. 既存教材・取組に関する調査」に示す方法の通り、ヒアリング調査を実施した。

(3) 発達段階に応じた教材・指導手引き、啓発資料等の調査・検討

1.3.1 (2)の調査結果について分析し、内閣府及び文部科学省、並びに検討会で有識者に意見を諮った上で、発達段階に応じた教材・指導手引きや啓発資料等の素案を作成した。

1.3.3 実施期間

令和 2 年 9 月から令和 3 年 3 月まで。

2. 既存教材・取組に関する調査

2.1 調査概要

既存の教材や取組に関する調査としては、教育現場において、性犯罪・性暴力防止のための特徴的な取組を行っている各機関で実施中の取組内容、使用教材、教育の効果や課題等について調査を行った。

文献調査の結果や検討会委員等の意見を踏まえ選定した各機関に対し、ウェブサイトや公開されている資料等を基に基本的な取組を調べるとともに、不足する情報についてヒアリングにて補足することを基本方針とした。ただし、実際に教育現場で行っている取組や使用教材の詳細な内容について、具体的に公開、公表している例は少ないことを確認したため、結果的にヒアリングに重きを置いた調査を行った。

調査のポイントは以下とした。

- 実施している取組及び使用教材の特徴
- 指導における工夫
- 教育の効果や課題

教育現場で性犯罪・性暴力防止のための教育が取り入れられている場合、性暴力についてどのような位置付けで教育に盛り込むかといった課題がある。まずは教育のベースとなる考え方はどのようなものか、教育課程上どのような位置付けで指導を行っているのか等の課題を整理した上で、このような課題に対する教育の取組や使用している教材の特徴、指導の際に工夫している点、それらの教育（取組）の効果、教職員が指導するに当たってどのような課題があるのかといった点等について取りまとめた。

2.1.1 調査対象

教育現場において、性犯罪・性暴力防止のための特徴的な取組を行っている機関を対象に幅広く文献調査を行った上で、その結果や検討会委員等の意見を踏まえ、以下の表に示す地方公共団体や学校、民間団体等を対象にヒアリング調査を行った。

表 5 ヒアリング調査対象機関

No.	区分	機関名	概要、選定理由
1	地方公共団体	福岡県 生活安全課 性暴力・犯罪被害対策係	全国初となる性暴力防止条例 ¹ を制定。令和2年度より、公立の小中高校に性暴力対策アドバイザーを派遣し、協力校で授業を実施。
2	幼稚園、小学校	私立和光幼稚園・小学校	「こころとからだの学習」として実施。
3	小学校	大阪市立生野南小学校	「『生きる』教育」プログラムで性教育を実施。
4	中学校	大阪市立田島中学校	令和2年度から性暴力対策の教育を実施。学年に応じて段階的に、思春期の体や脳の変化、デートDV等について指導。
5	中学校	公立A中学校	独自の性教育を実施しているほか、外部機関に講師派遣を依頼し教育を実践。
6	高校	私立B高校	性に関する包括的な教育を実施。
7	特別支援学校	千葉県立柏特別支援学校	平成26年度から、各児童生徒の教育的ニーズに応じた「性に関する指導」の授業を実践研究。
8	大学	広島大学ハラスメント相談室	学部の必修授業で、ハラスメントに関する授業の一環で性犯罪・性暴力に関する講義を実施。
9	学生サークル	Tottoko Gender Movement	学生が性的同意の認識を広める活動を展開。新入生オリエンテーションで性的同意に関する資料を全員に配布。
10	民間団体	NPO 法人 CAP センター・JAPAN	米国で開発された、子供を性暴力等の暴力から守るための予防教育プログラム「CAP ² 」の活動支援や実践者育成等を実施。
11	民間団体	認定NPO 法人 エンパワメントかながわ	子供向けのデートDV予防教育プログラムや保護者・教職員向けのワークショップを実施。
12	民間団体	社会福祉法人 児童愛護会 一宮学園	性教育の視点を通して生活・生き立ち・他者と共に生きることの大切さを子供たちに理解させるプログラムを実践。
13	病院	兵庫県立尼崎総合医療センター	学校内で性暴力が起き、被害／加害児童・生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引きを令和2年に作成。
14	産婦人科 医師／教員	埼玉医科大学 医療人育成支援センター 地域医学推進センター 助教 高橋幸子医師	外部講師として小中高校で性教育授業を実施しているほか、家庭でできる性教育についてのウェブサイトや、インターネットテレビの性教育ドラマを監修。

¹ 正式名称は「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」。

² Child Assault Prevention（子供への暴力防止）の略。詳細は本文に後述。

2.1.2 調査項目

前述のポイントを踏まえ、以下の表のとおり調査項目を設定した。ヒアリングの際は、これらの調査項目を記載した事前調査票を各機関に送付し、可能な限り事前に回答を回収した。その際、各機関の特徴を踏まえ、質問の追加や改変、非該当部分の削除等を行った。また、教材や指導手引き等については、可能な限り取組の具体的内容が分かる資料の提供を依頼し、調査の参考とした。

表 6 全機関共通調査項目

<p>1. 性暴力の当事者にならないための教育について</p> <p>1.1 具体的な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none">• 実施経緯（何か事案がきっかけとなって取組を始めたのか）• 授業の概要• 教材や学習資料の有無（具体的には2で質問）• 教育のベースとなる考え方• 学習指導要領に基づく性に関する指導との兼ね合いについてはどのように対応しているか• 取組の実施に当たって、外部機関・専門家との連携はあるか （例：外部からの講師派遣、有識者や地方公共団体と共同で授業を設計した等） <p>1.2 取組方法</p> <ul style="list-style-type: none">• 教育課程上の位置付けはどのようなものか （例：性暴力被害防止の教育を、どの教科の指導要領上のどの内容の指導として扱い、ほかのどの教科の内容と関連を図っているか）• 対象学年はどのようになっているか• 教員が指導するに当たって、指導方法についての研修やスキルアップの取組等、人材育成はどのようにしており、どのような取組が必要だと思うか （例：外部機関の研修を受講している、授業の実施には外部から講師を派遣等） <p>1.3 取組における工夫や特徴</p> <ul style="list-style-type: none">• 教育の実施に当たって、工夫している点や注意している点はどのようなものか （例：子供に議論・考えさせるプロセスを取り入れている、グループワークの実施、地域の専門機関や専門家を招いて授業を行っている等）• 被害者にならないための教育だけでなく、加害者や傍観者にならないための教育もしているか、している場合、具体的にどのような取組内容か• 保護者や地域の理解を得るためにしている取組や工夫はどのようなものか （例：具体的な案内や説明はどのような内容で、どのように行っているか等）• 当該教育に対する子供のリアクションはどのようなものか （例：子供や保護者の感想はどのようなものか、教育により子供の行動に変化は
--

あるか等)

1.4 これまでの経験を踏まえ、重要だと考える点や追加したいと考える点はあるか
(例：取組の中で有効と考えられること、さらに追加を検討している取組等)

2. 性犯罪・性暴力対策関係の教材について

2.1 作成／使用している教材や学習資料、啓発資料の内容

【教材を独自に作成している場合】

- 作成経緯
- 作成に当たって参考にした情報や、協力を得た機関／有識者はあるか
- これまでの教材から改善されてきた点はどのような点か

【他機関の教材を使用している場合】

- 使用している教材等の資料名と、その教材を使っている経緯、理由

【共通項目】

- 教材のベースとなっている考え方
- 教材や学習資料、啓発資料等をどのように活用しているか
(例：1の取組の授業でプリント配布／投影して使っている、グループワークで書き込む形で使っている、持ち帰って家族と話してもらうため配布している等)
- 教材や学習資料、啓発資料等は公開しているか (公開している場合はその方法)
(例：ウェブサイトで公開／紙媒体で配布、有料／無料等)

2.2 教材を活用した指導について

- 教材を活用した指導のための手引きの有無
- 現場における指導に当たって工夫している点や課題はどのようなものか
- 当該教材に対する利用者（子供、教員、保護者等）の反応はどのようなものか

2.3 これまでの活用経験を踏まえ、使ってみたい学習資料、啓発資料等の教材や、子供・保護者・その他関係機関から受けた要望等があるか

- 教育現場から見て、どのような教材だったら活用しやすいか
- 子供・保護者・その他関係機関からの、教材に対する要望等があるか

3. 性犯罪・性暴力対策教育における課題

- 実施している教育の効果や課題はどのようなものか
(例：教育現場や保護者、地域からの理解、子供の理解度やフォロー体制（相談支援体制も含む）等)
- 家庭環境により、よい人間関係（男女関係）や適切なスキンシップが十分に分からない子供に対して、どのようによい例／悪い例を理解するよう教えているか
- ほかの学校・団体・地方公共団体等の好事例を知っているか

表 7 機関別調査項目

機関名	質問項目
福岡県 生活安全課 性暴力・犯罪被害対策係	<ul style="list-style-type: none"> 先行実施校における取組の評価 到達目標の設定の経緯 性暴力対策アドバイザー派遣について、授業実施校を拡大するに当たって工夫している点、事業展開を広げるための専門団体との連携内容
私立和光幼稚園・小学校	<ul style="list-style-type: none"> 幼児向けに特化した取組内容 小学校での取組の概要（幼稚園からの教育の継続性等）
大阪市立生野南小学校	<ul style="list-style-type: none"> 性教育に関して、他校と比べて基本的な取組で異なる点 小中一貫教育になるに当たって検討している性教育プログラムの内容はどのようなものか(どのような点に重点を置き、注意が必要だと考えているか)
大阪市立田島中学校	<ul style="list-style-type: none"> 性行為や避妊については教えない中で、どのように性暴力について伝え、生徒の理解を高めているか
公立 A 中学校	<ul style="list-style-type: none"> 他校と比べて基本的な取組で異なる点はあるか 指導員を他機関から派遣してもらうのではなく、貴校の教職員で指導を実施する場合の課題は何か
私立 B 高校	<ul style="list-style-type: none"> 性教育に関する考え方・取組について、他校と比べて基本的な取組で異なる点はあるか
千葉県立柏特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> 障害の程度によってどのように個別対応を行っているか
広島大学 ハラスメント相談室	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント相談室での取組内容
Tottoko Gender Movement	<ul style="list-style-type: none"> 大学とはどのように連携しているのか 啓発内容の理解を促すために工夫している点
NPO 法人 CAP センター・JAPAN	<ul style="list-style-type: none"> 幼児・小中学生向けのグループワーク等の実施方法 障害がある子供に対するプログラムの実施方法
認定 NPO 法人 エンパワメントかながわ	<ul style="list-style-type: none"> 幼児・小中高生向け、保護者向け、教職員向けのワークショップの実施方法 大学生に対する教育の取組内容
社会福祉法人 児童愛護会 一宮学園	<ul style="list-style-type: none"> 性教育の取組のベースとなる考え方はどのようなものか 子供への指導に当たり配慮、工夫している点 職員向けの研修はどのように行っているか
兵庫県立尼崎総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力を受けている児童生徒が存在する可能性があることを踏まえて、どのような配慮が必要か 被害に遭った児童生徒への対応で留意が必要な点
埼玉医科大学 医療人育成支援センター・地域医学推進センター 助教 高橋幸子医師	<ul style="list-style-type: none"> 性教育の授業における性暴力・性犯罪関連の教育実践方法 教職員や保護者向け指導案の概要

2.1.3 調査方法

調査対象に対し事前に質問票を送った上で、基本的にウェブ会議ツールを用いたオンラインでのヒアリングとした。ただし、調査対象機関 No.12 の社会福祉法人のみ、教育現場の見学を行ったため、対面でのヒアリングとした。調査実施時期は令和 2 年 10～11 月、実施時間は 1 機関あたり 1 時間程度であった。

2.2 調査結果

前述の質問項目について、各機関に対するヒアリング調査結果及びそのほかの特徴的な取組に関する文献調査結果を以下に示す。

2.2.1 地方公共団体における取組

(1) 福岡県生活安全課性暴力・犯罪被害対策係

1) 取組内容

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（以下、「条例」という。）」³が平成31年に制定され、児童生徒の発達段階に応じて性暴力の根絶及び被害者支援に関する総合的な教育を、県から派遣する専門家が行うことが条例で規定されている。それに基づき令和2年度から性暴力対策アドバイザー派遣事業を開始し、性暴力根絶及び被害者支援に関する授業を実施している。令和2年度は県内の小学校（対象は5、6年生）、中学校、高校、特別支援学校の約30校で先行実施を行っている。

性暴力対策アドバイザー派遣事業では、到達目標を設定しており、例えば中学校では「性暴力は権利の侵害であることを知る」こと、高校では「性暴力の実態と社会の取組を知る」こととしている。

先行実施校のうち小学校と中学校の授業では、「動画：境界線ってなに？…自分も相手も守る透明バリア」⁴を視聴することで、境界線の考え方を直感的かつ具体的にイメージできるようにしている。

中学校・高校の授業では性的同意について扱うとともに、性暴力の事例を示し、なぜ性暴力が起こるのかについて教えている。また、高校生の授業では統計データ等も紹介し、被害が身近に起こっていることや、被害後の影響、二次被害等についても教えている。性行為については授業で触れていないが、性行為について説明しないからといって、生徒の理解が得られないというわけではないと考えている。そのほか、授業では性暴力となる具体的な行為の一つとして、痴漢やデートDVがあることを伝えている。

a. 取組方法

授業は性暴力対策アドバイザーが行う（県臨床心理士会や性暴力関係機関等の推薦を受け、県が実施する養成講座を修了した者にアドバイザーを委嘱している）。

アドバイザーによる授業をどの教科で行うかは、学校側で判断しているが、位置づけの例として、特別活動等を例示している。

授業実施前には、キーパーソンとなる教員（養護教諭、学年主任等）との事前打合せを行い、授業の内容や、配慮が必要な児童生徒への対応等について打ち合わせを行っている。

³ 福岡県議会「「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が制定されました」, http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/pdf/jourei_seibouryoku.pdf, 最終閲覧日：令和3年3月30日

⁴ 性暴力被害者支援センター・ふくおか「境界線ってなに？自分も相手も守る透明バリア」, <http://fukuoka-vs.net/savs/boundary/>, 最終閲覧日：令和3年3月30日

b. 教材等

授業で使用している教材は、性暴力被害者支援センター・ふくおかによる学校での出前講座で使っている資料をベースに独自に作成した。授業を実施するアドバイザーによって個性や考え方が異なる中で、言葉を一つ間違えると二次加害になったり、誤った情報が伝わる可能性があったりする点を考慮し、個々のアドバイザーにアレンジやカスタマイズを委ねることは難しいと考え、アドバイザーが授業を行う際に使用するテキストは慎重に作成している。アドバイザーに対しては、何がポイントでどのような意図でこの情報を伝えているのかを詳細に伝え、アドバイザーごとに説明が異ならないようにしている。

2) 取組における工夫

授業では、一方的に話す形にはせず、子供に質問を投げかけて手を挙げてもらう、周りの子供と話してもらう、という時間も設けている。

教材は、原則として投影のみとしている。過去に被害を受けていた、もしくは現在被害を受けている小学生や中学生が、再トラウマ体験を受けないようにと考え、中学生以下には資料を配布していないが、性暴力被害者支援センター・ふくおかの連絡先が記載されたカードは配布している。高校生に対しては、資料が手元にあるほうが役に立つだろうという理由や、もし被害を受けたことのある生徒がいたとしても資料を捨てる・遠くに置く等の判断が自分でできるだろうという理由で、資料を配布して授業を行っている。

授業後に教員が生徒から相談を受けた場合の対応に関する資料は、事前に学校に渡している。なるべく二次被害を受けないよう、相談があった場合には当該資料を参考に対応するよう学校側に伝えている。また、授業実施前に先生から生徒に対して「今度このような授業を行うので心配なこと等があれば事前に先生に言ってください」等と伝えられるよう、参考となる資料を学校側に提示している。

また、授業実施前に学校側から保護者に対して授業の実施について通知している。これまで保護者からの反対意見は特に寄せられておらず、保護者の参観を認めている学校もある。

3) 実施している教育の効果や課題

教員からは、「自分たちが知らない分野であり、自分たちから話すのは難しいので、外部の人に話をしてもらえて助かる」とのコメントを多くもらっている。

授業では、対等な関係を大切にしており、指示的・パターナリスティックにならないようにしている。教員に対しては、生徒に「しっかり聞くように」、「最後まで座っているように」等と言わないようにしてほしいと伝えているが、授業開始時に生徒に対して指示的になっている教員もあり、授業の内容だけでなく、授業現場をどのように作っていくかは課題だと考えている。

2.2.2 学校における取組

(1) 私立和光幼稚園・小学校

1) 取組内容

体・性・生命につながることは、乳幼児期から学び続けなければ身体観は育まれないのではないかと考え、教職員が一体となって取組を始めた。性被害防止のためだけに教育するのではなく、幼児期に「自分の体も相手の体も大事」という感覚や自己肯定感を育むことで、子供は性被害に気付くこともできると考える。

幼稚園、小学校における具体的な取組内容は、以下の通りである。

a. 幼稚園の取組

5歳児のクラスを中心に「こころとからだの学習」を行っている。ほかの年齢でも生活の中で子供たちの様子を見て、適宜教職員が性教育の視点を持って対応している。4歳ごろから異性の体に気が付き興味を持ち始めると、「見せて」「触らせて」というやりとりもある。勝手に相手の体を触ったり抱きついたりすることは子供の日常ではよくあるが、一方が快く思っていない場合には教職員が気付くことが重要である。自分の体をどのように捉えるか、相手の体をどのように大切にするかという感覚を幼児期から持てるか否かで、自分も相手も大切にすることができるかどうかにつながると考え、見過ごさないようにしている。

幼児の生活で全員一斉に着替えるのはプールするときだが、5歳児の中にはタオルで隠しながら着替えたり「こっちに来ないで」と言ったりする子供がいることから、男女別で着替えさせるようになった。今では日常生活で自然にできるようになっている。また、着替えているところを見られたくないという子供には、個室で着替えてもらうようにしている。このような子供たちの声に教職員が気付くことがとても重要である。

学外の性教育に関する民間教育研究団体で園長が学んだことを幼稚園で実践し、教職員と意見交換しながら取り組んでいる。教職員は頻繁に学習会を実施しているほか、セミナーや研究会等にも参加している。

b. 小学校の取組

1年生では、両性にそれぞれ性器があること等を教える。2年生では、誕生・出産について教える。3年生では、生殖に加え、ふれあいの性を教える。3年生の前半までは生まれてきた主体として受け止めているが、後半になると自らが性の主体という感覚を持ち始める子供もいる。

4年生は「私たちのからだところ」で二次性徴を、5年生は「思春期のからだところ」で体の変化とともに気持ちの変化にも触れる。6年生は「社会的な性の問題」として暴力の性を扱う。

c. 取組方法

以下の教材を使用している。幼稚園と小学校両方の授業で教材は分けていないが、人形や絵本といった様々な教材を用いながら、発達段階に応じて説明は工夫している。以下はその一例である。

- 絵本「わたしのからだよ！いやなふれあいだいきらい」⁵

自分の体を大事にすることで性被害を防ぐ、という観点で活用できる。

- 絵本「あっ！そうなんだ！性と生—幼児・小学生そしておとなへ」⁶

体のつくり、どのように自分の体を大事にすればよいのか、生命はどのようにできて、どこから産まれてくるのかといった、幼児期から9歳ごろまでの子供が持つ疑問に答える内容。どのページをどのタイミングで見せ、どのように伝えるかについての大人向けの解説も付いている。

2) 取組における工夫

性被害・性虐待を受けている子供がいることを前提に授業しなければならないと考えており、言葉遣いやものの示し方には特に配慮している。小学校高学年では、電車やバスでの通学途中に痴漢にあつて嫌な思いをした子供もいる。

また、幼稚園で「自分の体は大切」という話をしていても、家庭でお風呂上りに全裸で過ごす等していると、子供はそれに慣れてしまい、見せられる・触られるといった性被害を受けたときに抵抗がなくなってしまうとの考えから、性教育を進めるに当たっては保護者への働きかけも重要である。保護者は子育てをする中で、性について子供に伝える難しさを教職員以上に実感しており、幼稚園等の集団生活でこのような取組をすることに対して肯定的な印象である。小学校における性教育のカリキュラムの作成では、保護者に協力してもらった部分もあった。このような授業を行う際は、事前に保護者に十分な説明をし、配慮しなければならない個別の事情等も聞き取り、授業の見学も可として事前に保護者に案内する。

3) 実施している教育の効果や課題

近年では、小学校高学年や中学生の段階でスマートフォンを持ち、パソコンも使えるようになる等、多くの子供たちがインターネットと関わるようになり、誤った性情報に触れてしまうこともある。大人が知らないうちに子供が性被害に遭っていることを考えると、幼児期から自分の体は自分だけのものであるという感覚を育み、小学生のうちから同意がない性行為は暴力であると学んでいくことは、今後の生き方を考える上でもとても重要である。

⁵ ロリー・フリーマン（作）、キャロル・ディーチ（絵）、田上時子（訳）、「わたしのからだよ！いやなふれあいだいきらい」,平成2年5月,ビデオ・ドック

⁶ 浅井春夫、安達倭雅子、北山ひと美、中野久恵、星野恵（編著）、勝部真規子（絵）、「あっ！そうなんだ！性と生—幼児・小学生そしておとなへ」,平成26年1月,エイデル研究所

(2) 大阪市立生野南小学校

1) 取組内容

校内で児童が対人暴力等を起こしていた状況を打破するため、子供たちに正しい言葉を教えることを目的とした国語科研究を平成 26 年度に開始した。その後、「『生きる』教育」（性・生教育）を開始し、平成 30 年度には全学年担任により授業が実践された。令和 2 年度は大阪市立田島中学校の協力を得て、中学校 3 年生までのカリキュラムを作成した。『生きる』教育では、生い立ちや親子関係に課題を抱える児童に対し、アタッチメント(愛着)理論を踏まえ、自己肯定感を高めるための支援として実践授業で直接アプローチをかけている。トラウマ、アタッチメント理論をもとに授業作りをしている点が、他校とは異なる点である。授業実施に当たっては、大学教員等と連携している。具体的な授業内容は以下の通りである。

- 1 年生：「たいせつな こころと 体 ～プライベートゾーン～」
※体を安全・安心・清潔に保つ方法や、自分自身で大切にしなければならないところ（口と水着で隠れる部分）があること、実際の生活場面を想定した事例を通じて性的・心的距離感があること、「自分」は多くの人から守られるべき大切な存在であることを伝える。
- 2 年生：「みんな むかしは 赤ちゃんだった」
※助産師を外部講師に招き、赤ちゃんや妊婦等との交流の機会等を設ける。
- 3 年生：「子どもの権利条約って知ってる？」
※ユニセフの子どもの権利条約について教える。権利を学んだことを活かし「権利が守られていない児童」の受援力（支援を受ける力）を高める授業を設けていることが最大のポイントである。
- 4 年生：「未来の自分」
※将来自分が就きたい職業を探し、その仕事に就くための履歴書を児童が作成する。また、友達との 1 対 1 の面接を通し、改めて自己を語ることを大切にしている。
- 5 年生：「愛？それとも支配？ ～パートナーシップの視点から～」
※「相互尊重」ができるようになることを目的として、友達と恋人との関係性の違い、よい関係性に必要なこと等について児童がグループワークで話し合う。また、悪化した関係性から支配的言動と対処法を見つけ出し言語化することに取り組んでいる。児童には、最終的には別れるという選択肢もあると伝えている。
※SNS については情報モラル教育として別途授業を実施し、インターネットで世界中につながっていること、相手が見えない中でつながることの危険性を教える。
- 6 年生：「家庭について考えよう ～結婚・子育て・親子関係～」
※現在の日本の法律や、日本・世界の婚姻制度の歴史を通して結婚について学び、夫婦のルールを考える。その後、赤ちゃんとのふれあい等を通じて育児を学ぶ。最後に、本実践の目玉である「心の傷」の授業を行う。

授業では、性被害の事例を出さないようにしている。被害を受けた児童がいるかもしれないと考え、事実に近いほど再トラウマ体験になることを危惧している。また、授業

の中では露骨な場面を取り上げることはない。加害者や傍観者にならないための視点については、全学年の授業で取り入れている。

教材については、平成 28 年度から文献や絵本を参考に作成している。毎年、授業を行う教員が授業を行いやすいように教材を変えている。プレゼンテーション形式の資料や学習カード、ワークシートを活用している。学校のホームページに、公開授業の教材や指導案を掲載している。

2) 取組における工夫

授業実施に当たっては、心理教育の視点を持つことが必要だと考えている。加えて、子供たちとの対話を大切にしている。子供たちの何気ないつぶやきを拾えるようになるには、何か特別なことをするというよりも日々の教材研究が何より重要である。

また、「日常を授業の舞台へ→習得事項の獲得→活用する時間→再び日常へ」という流れを大切にしている。家庭環境により、よい人間関係等が十分に分からない子供については、日常を緩やかに授業にのせ、友達との対話の中でゆっくりと修正していくようにしている。

また、担当教員の個性を最大限に生かせるよう、授業内容は教員ごとに変えている。

保護者の理解を得るための工夫としては、「研究推進だより」を発行し、授業内容や実施状況について保護者に周知している。また、平成 30 年度から継続して公開授業を実施し、保護者や地域の人から意見をいただいている。令和 2 年度は全学年公開授業を実施した。

3) 実施している教育の効果や課題

子供たちは楽しそうに授業を受けている。教育を通じて、子供たちは心地よい距離感を保つことを覚え、子供たちのつながりが変わったように感じる。また、小学校 1 年生からプライベートゾーンについて学び、様々な取組を通して、自分と相手の体を大切にするという意識がついてきているのではないかと感じる。保護者とともに授業の話ができることも、取組の成果と考えている。

(3) 大阪市立田島中学校

1) 取組内容

性に関する文言や事象を扱う授業については学習指導要領に即した指導計画を作成している。性教育を教育のベースとしている。

具体的な授業内容は以下の通りである。

- 1年生：「脳と心と体とわたし ～思春期のトラウマとアタッチメント～」
※脳の発達によってストレスが起こるが、思春期に起こる特別な感情はストレスだけが原因ではなく、脳の傷が原因であるということ等を伝える。また、トラウマは脳の傷であり、フラッシュバックにより過去に起こったことが今まさに起こっているかのような予期せぬ行動が起こるといったトラウマのメカニズムにも触れている。
- 2年生：「リアルデート DV ～支配と依存のメカニズム～」
※幸せホルモンであるドーパミンが出ているときは正常な判断ができない状態であることや、DVの種類（身体的・精神的・社会的・経済的暴力があること）、デートDVはDV防止法やストーカー規制法等で罰せられること、被害相談窓口があることを伝えている。また、漫画を基に、描かれている行為がデートDVかどうかを判断するという学習をペアで実施する。なお、テキストとして使用する漫画のうち、性描写の部分は授業で使用していない。
- 3年生：「家庭について考えようⅡ ～子どもの虐待の事例から～」
※事前学習として、外部講師を招き、幸せになるためにどうしたらいいか、予期せぬ妊娠をしたときにどうしたらいいか等について話をしている。

教員や外部講師（助産師や専門的な知識をもった講師）の授業を通じて、プライベートゾーン、距離感、法律、セクシュアルハラスメントへの知識、性的同意について伝えている。加害者や傍観者にならないための教育については、中学校1年生～3年生の授業で取り入れている。中学3年の保健体育の授業では、性感染症に関して扱う際にコンドームについて教え、性的接触という言葉を出す場合もある。授業の冒頭で、茶化すような授業はしたくないと生徒に伝えている。

授業内容は学習指導要領に則ったものであるが、助産師を外部講師に招き話をしてもらう際には命の誕生について丁寧に伝えてもらっている。また、SNSの危険性等の防犯指導については、情報教育の一環で「スマホ安全教室」として、外部講師（携帯電話会社や大学教員）を招いて、スマートフォンの安全な使い方について事例を交えて説明している。

教員のスキルアップは課題であり、現在も教科研究として行っている。性教育の実施に当たり必要な知識やスキル等を持っていない教員がいきなり授業を行うことは難しい。学内で中心となって性教育を推進する教員の授業を見て、それを参考にほかの教員が性に関する知識を付けて授業を実施していく、という流れができればよい。また、スキルアップのために、外部講師の教材作りについて学ぶほか、授業見学も実施している。授業実施に当たっては、各教員の個性を最大限生かしてもらえたらよいと考える。

教材については、心理治療教育や、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の内容に基づき、各種資料を参考に作成している。また、大学教員や助産師等の助言を

受けて教材の改良を進めている。

2) 取組における工夫

スライド資料を基にグループワークを行っている。大阪市では、授業の中で子供に考えさせる／議論させる場（アクティブラーニング、グループワーク等）を設けることが教育委員会の方針で推進されているため、科目に関わらず職員はその点を意識して授業を行っている。

課題の多い生徒には、男女の距離感やプライベートゾーン、妊娠できる体になっていること等について個別に伝えている。また、性被害を受けたことがある生徒に対しては、事前に授業内容を説明し、同意のもとで授業を行う。授業中はその生徒の様子を注意深く観察している。また、授業後のアンケート等で相談や被害開示があった場合は、担任を中心に個別相談を行っている。性暴力・性被害対策に関しては、まずは性暴力以外の暴力について考え、子供たちが自分も周りも大事にするという考えを持つことができれば、性暴力・性被害は少なくなっていくのではないかと考える。

保護者の理解を得るための工夫としては、保護者による授業の参観を可能としている。また、授業実施後に保健便りやホームページ等を通じて、授業内容等を発信している。

3) 実施している教育の効果や課題

1年生は「性教育」と聞くと多少抵抗感があるようだが、系統的に進めることで全学年とも真剣に取り組んでいる様子である。セクシュアルハラスメントのような発言は減り、性に関する相談や開示が増えている。

子供たちの「心の安全基地」（判断を行う際の「ストッパー」となる人物や物事）には、養育者のみならず友達や先生の実存もあることを授業で伝えているが、そのような存在がない子供にどのように伝えるかという点が、今後の課題として挙げられる。

また、中学生であれば多くの子供たちが性交についてすでに知っており、生徒が個別に聞いてくる場合もある。

(4) 公立 A 中学校

1) 取組内容

「子供たちの心と体を守ること」「性被害で悲しむ生徒がいなくなることを目的として性暴力未然防止学習の授業を始めた。

中でも「性被害加害防止」に焦点を当て、発達段階に応じた学習内容を決め、ケーススタディを取り入れて授業を実施している。

1年生はプライベートゾーン、2年生は男女別学習で被害加害防止、3年生は複数のコースを準備し選択制の授業を行っている。

2年生男子の授業では「境界線」「犯罪」「相手の気持ち」「男子にも被害が起こることもある」等の内容を学習させている。また、性暴力は犯罪であると認識させることを目的としており、警察官を外部講師に招き法的な視点での授業を実施している。

3年生の授業では、令和元年度は全6コース(①デートDV(男女)、②多様な性(男女)、③男子被害(男子のみ)、④薬物乱用防止(男女)、⑤SNSの罠(男女)、⑥護身術(女子のみ))を用意し、その中から学びたいコース2つを選択する形とした。

そのほか、3年生では、若年妊娠防止のため、約10年前から市役所の子育て支援センターと提携して、新生児とその保護者十数組に学校に来てもらう「赤ちゃん登校」を実施している。実際に赤ちゃんを抱いたり、ミルクを飲ませたり、保護者の話を聞いたりして、生み育てる責任を理解させることを目的としている。生徒の反応を見る限り、とても効果があるのではないかと思う。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で赤ちゃん登校が実施できなかったことから、助産師と保健師を外部講師に招いた性教育の授業で赤ちゃんの人形を使った疑似体験をさせた。

a. 取組方法

1年生は教員が授業を実施し、2～3年生は教員が司会、進行等授業のコーディネートの役割を担い、外部講師が授業を実施している。

生徒への問いかけや、生徒の様子を見ながら授業を進める等のスキルは教員の方が上手であることから、外部講師による授業でも、司会・進行は教員が行っている。

授業実施前には必ず企画提案する養護教諭から教員への情報提供を行っている。

b. 教材等

問題行動をもとに検討し、関係する書物やTV、研修会で情報収集して独自に教材を作成した。ケーススタディの内容(年度・その学年に合ったもの)は、毎年変えている。教材は投影し、ワークシートも活用している。

教材の作成に当たっては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや、地方公共団体の相談員の協力を得た。参考にした情報は、警察の少年非行統計(犯罪データ等)と、絵本「性暴力をはねかえす絵本(全3巻)」⁷である。「性暴力をはねかえす絵本(全3巻)」に含まれている「わたしのからだはわたしのもの」は、生徒も教員も理解しや

⁷ L.W.ジラード、北沢杏子(著)、「性暴力をはねかえす絵本(全3巻)」,平成11年10月,アーニ出版

すい内容のため使用している。

2) 取組における配慮・工夫

被害経験があることが事前に分かっている生徒に対しては、授業実施前に保護者と本人と相談して本人に授業を受けるか決めさせているが、授業を受けることを選択する生徒の方が多い。個別指導が必要な生徒の保護者に対しては、現状や授業内容を説明し、必要に応じて相談所を紹介している。

生徒には、何かあったら保健室に行くように伝えているが、これまで生徒から相談を受けたことはない。授業の最後にアンケートを実施しており、そこで被害をうかがわせる内容を書いた生徒がいる場合は話を聞いてフォローをしている。これまで自分自身が被害に遭ったと書いた生徒はいないが、知っている人が被害に遭ったと書いた生徒はいた。

授業は、グループ討議や個人で考えさせる形を取っている。授業ではケーススタディを取り入れているため、個人が特定されないよう、あくまでも物語の登場人物に焦点を当て、主人公はどうすべきかを考えさせている。

特別支援学級の生徒を対象とした授業では、養護教諭が自作の紙芝居やクイズを作成し、プライベートゾーンやパーソナルスペースについて視覚的、活動的な学習になるよう工夫している。

全生徒の保護者に対しては、性教育授業の前後にお便り等を通じて取組内容を伝えているが、これまでに性教育を行うことに対する保護者からの反対意見はない。

3) 実施している教育の効果や課題

取組を始めてから加害・被害の事案は発生しておらず、一定の学習効果が表れているのではないかと思う。

一方で、研修時間が確保できず、全教員への研修ができていないことは課題である。また、保護者に対しては、子供が被害に遭った場合の家庭での対応方法までは案内できておらず、保護者や地域向けの研修会の開催は今後の課題と考えている。

そのほか、同じ校区の小学校との連携も今後の課題である。校区内のある小学校では、子供たちの性に関する問題が顕在化していたことから、学校全体での取組として性教育を実施するほか、保護者への啓発や参観授業も行っている。学習内容は、本校で実施している性教育を小学生向けにしたものや小学校の課題に合わせたもので、学年ごとにテーマを変え、高学年ではプライベートゾーンや被害・加害の話をしている。小学校とは学習参観や情報共有を常に行い、連続性を持った授業を実施できるよう小中連携を深めていきたい。

(5) 私立 B 高校

1) 取組内容

女性に対する偏見や男性自身に対する偏見を持っている男子生徒がいることに対して問題意識を持った教員がおり、性に関わる授業を始めた。「セクシュアルハラスメント」「痴漢」「ドメスティック・バイオレンス」等をテーマに、生徒の課題に合わせて授業をしている。「痴漢」については、痴漢の被害に遭って困っている生徒がいたことに加え、痴漢について書かれた書籍が世間で話題となっていて、知見が深まっていると感じたために取り扱った。話題になっている事例を扱うと、SNS やニュースで知っている生徒も多く、興味を惹きつけやすい。

授業を作る上で大切なのは、生徒が今何を知っていて、何を必要としているか、社会的課題から今後何が必要になるかである。

a. 取組方法

性に関わる授業は年間を通じて実施しており、その一部を性暴力に関する内容としている。取組の実施に当たっては、大学教員に協力いただいている。また、教員の指導方法のスキルアップのため、外部機関の研修を受講している。そのほか、担当教員の会議を週 1 回行い、授業や生徒の様子、新たな知見等の情報共有をしたり、管理職も含めた教科主任会議を定期的に行い、各教科との連携の可能性等話し合ったりする場がある。

b. 教材等

教材は生徒の実態に添い、問題意識を喚起する内容にするため、他機関の教材を取り入れつつ、独自に作成している。作成に当たっては、地方公共団体や民間団体の資料、その他書籍、新聞記事等を参考にしている。

2) 取組における工夫

生徒も教員も、性にかかわる当事者であるという視点を持って教育を行っているほか、グループワークを実施することで生徒同士の交流を図っている。グループ分けは男女の区別なく席順で 3~4 人に分けている。カップルが同じグループになると答えにくくなるケースもあるため、クラスには、被害者、加害者、傍観者、カップルが存在する可能性を考慮している。

授業を担当する教員の性別やクラスによって、授業の内容をカスタマイズしている。例えば、静かにじっくり資料を読むことが合っているクラスには、じっくり読む時間を取った後に周りとは相談するような形にしている。

担当する教員がクラスの状況等に応じて授業を行いやすくなるよう、教材には事例のみを記載し、考えるポイントは記載しないこともある。授業では性別やカップリングを決めつけない発問としている。また、教員から問題があるということは言わないでフラットな発問とし、生徒から意見が出たときに、何が問題なのかを聞くようにしている。

中には被害に遭った生徒もいて、参加したくないというケースもあった。事前に性暴力に

関する授業を行うことを説明し、気分が悪くなったら教えるよう伝えながら授業を進めている。一方で、聞いてほしい授業でもあるため、可能な範囲で授業を受けるよう伝えている。また、ワークシートは過去の性被害とつながる可能性があるため、自分自身の価値観に限らず世の中の価値観で書いてもよいことを伝えている。

保護者の理解を得るための工夫としては保護者向けの模擬授業や説明会を実施している。

3) 実施している教育の効果や課題

授業を受け、それまでの経験や行動に関して、生徒自身の捉え直しがある。また、性に関わるトラブルを自覚し、生徒自身や生徒間で指摘できるようになった。

中には様々な形で深刻な被害に遭った生徒もおり、授業を受けた後に、自分がされてきたことは性暴力だったと理解し、自らの困りごとを言葉にして相談できるようになった生徒もいる。相談してもいいことなのだと、肯定感を持てるようになったためと考えられる。

性について科学的に正しい知識を得て、周りの意見を聞き授業をするなかで、「相手も自分も傷つけないように、よく考えて行動したい」等、性的な行動に慎重な姿勢を示す生徒が多い。今後は、インターネット、SNSにおける性暴力・トラブルについての学習も取り入れたいと考え、友人間・恋人間のやりとりにおけるトラブル等に切り込む必要を感じている。

(6) 千葉県立柏特別支援学校

1) 取組内容

小学部、中学部、高等部を設置する、知的障害者である児童生徒が在籍する特別支援学校であり、千葉県教育委員会の研究指定を受け、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「性に関する指導」の授業を研究、実践している。家庭への情報発信や家庭との連携のツールとなる「ワークシート」を活用したり、直接保護者の意見を聞く等して授業や教材を開発したりしている。研究で得られた成果は、指導略案集や教材・資料集として集約され、平成30年に書籍が出版された。現在でも、この書籍を活用しながら授業実践を行い、児童生徒の実態に合わせて教材を改編したり、養護教諭と相談したりしながら取組を行っている。書籍のほかにも、公的な教材や、具体的な場面が想像しやすい動画等を授業で活用している。

a. 授業内容

全学年（小学部1年～高等部3年）を対象に、以下の授業を実施している。

- 小学部：生活（排泄・清潔・身だしなみ等）、体育（プール指導）、生活単元学習（校外学習）
- 中学部：保健体育、生活単元学習（校外学習）
- 高等部（普通科職業コースの分教室を含む）：保健体育、職業、家庭

指導に当たっては、社会の中で生きていくための力の一つとして、性に関することをしっかり考え、判断できるような力を育てていくことを大切にしている。また、人権・道徳・キャリア教育等と同様に学校教育全体を通して、児童生徒一人一人の生活の中での様々な具体的な場面で意識できるようにしている。

b. 取組方法

中学部、高等部から入学する生徒もいるが、小学部から12年間在籍する生徒もいて、一貫した形で教育できるようになっている。性教育に当たって系統性を重視しつつ、児童生徒に合った内容を選択して、繰り返し指導することが多い。

一斉指導と合わせて、個人差の多いものについては、時期を見て各家庭と協力しながら準備をしてもらったり、個別の指導を毎月行ったりしている。また、卒業後、グループホームや一人暮らし等の生活をするのが予定されている生徒にも個別に指導する。

2) 取組における工夫

a. 指導上の工夫

教員個人のものとして指導案や教材を持つのではなく、共有財産として繰り返し誰でも使えるよう、指導案や教材の共有フォルダへの保管を進めている。イラストやワークシート、教具があることで、それぞれの授業の指導計画の立案に役立っている。また、実際に授業を行った後に、児童生徒の様子等に合わせて教材・教具を改変してよいとしているが、小学校・中学校・高校の学習指導要領や教科書の範囲内での改変となるように留意している。

児童生徒には、授業を通じて性に関する用語をしっかりと覚えてほしいと考えており、教科書に掲載されている用語を正しく伝えるよう心がけている。また、視覚優位の児童生徒が多く、聴覚的な情報だけでは十分に理解できないことがあるので、プレゼン資料やプリントに文字や絵等の視覚情報を取り入れ、言葉を付け加えるようにしている。

また、動画やロールプレイを多く取り入れて、実体験に近づけるようにしている。ロールプレイでは、児童生徒が台本通りに発話する場合や、「こういうときにどうする」と児童生徒に問いかけてその場で答えてもらう場合がある。

知的障害のある児童生徒は自分で情報を取りに行くことが難しく、判断を的確に行うことが難しい場合もあるので、小さい頃から自他の違いを意識させる、『かくすところ』や人との距離感を教える等、ベースとなる部分を積み重ねた上で、正しい知識・行動をしっかりと明確に伝えていく必要がある。授業にあたり児童生徒の家庭環境等には可能な限り配慮しているが、基本的には同じ内容で授業を行っている。

学校生活での指導に関しては、教員とのスキンシップは生活年齢で対応しており、例えばおんぶや抱っこ等は小学部の低学年までとしている。

b. 保護者の理解を得るための工夫

知的障害の児童生徒に繰り返し教えることが必要だが、学校で取り上げる時間は少なく、性に関する指導は学校だけでは難しいため、保護者にもカウンターパートとして、家庭での教育に取り組んでいただきたいと考えている。そのためには、保護者との日々の連携が重要となり、学校から情報を積極的に伝えて働きかけるようにしている。具体的には、授業前に授業の内容を伝える文書や学級学年だより等を配布し通知している。

また、授業で用いるワークシートに「保護者の方へ」という欄を設けて、家庭で担ってもらえるポイントを提示したり、保護者が授業の感想や家庭内での日ごろの悩み、工夫等を記載したりできるようにしている。保護者の悩みを記載いただくことで、担任や養護教諭等と一緒に考える契機となることもある。保護者も、性について児童生徒にどのように教えたらいかがと悩むことがあるようなので、早い時期から学校側と一緒に対応できるようにしている。

3) 実施している教育の効果や課題

研究実施前は個別的な指導が多かったが、研究後は資料等が残っていることもあり、学校として組織的に実践できるようになった。小さい頃から指導することの重要性を、各教員がしっかりと認識できたと考えている。

公共トイレの使い方や入浴方法等、児童生徒は自分で知る機会がないので、時間を取って改めて学習することで「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」として身に付けていく姿が見られる。健康で安全な生活を目指して、着替えや入浴の方法等の身近な生活に結び付けやすい場面から性について繰り返し学習していくことが重要である。

男女の距離については、小さい頃から定着してきていると思う。また、『かくすところ』はすべての基本であり、高等部の生徒も『かくすところ』について十分認識している。また、児童生徒からは、相談できる人が分かったという感想が寄せられることがある。

(7) 広島大学ハラスメント相談室

1) 取組内容

ハラスメントに特化した相談室があり、ハラスメントの防止と被害学生の支援、加害学生へのカウンセリング等に取り組んでいる。相談室には、専任教員や各学部の兼任教員のほか、弁護士も所属している。

全学生向けの取組と、選択科目における取組があるが、主目的は被害者にならないための教育より、加害者や傍観者にならないための教育である。ハラスメントは傍観者の問題がとて大きいと、「加害者にも、無責任な傍観者にならない」ということを講義の中で強調する。架空のケースの A さんが自分だったらどうか、と、被害者を体験させるような素材を使ったり、問いかけをしたりしている。

- 全学生に向けた取組

平成 29 年から全学部の 1 年生の必修科目の 1 回がハラスメントに関する講義となった。大教室で実施するため、グループワークではなく講義形式のみである。扱う内容は、アカデミックハラスメント、セクシュアルハラスメント、いじめ、性暴力、ストーカー、Sexual Orientation and Gender Identity (SOGI) 等、年度によって様々である。

講義では、実際に学内で起きている事案の傾向を盛り込んでいる。市販の教材は、時代とともに性暴力の傾向が変わる部分もあるほか、セクシュアルハラスメントや DV は内容が非現実的なものもあり、使いにくい。英語で講義を行う学科や大学院もあるため、英語版も必要である。

前半はパワハラ架空事例を見せ、どう評価したらいいのか、なぜそのようなことが起きるのかという話をする。後半は、男性が被害者のセクシュアルハラスメントや、深刻な性暴力被害の架空事例を紹介したり、レイプドラッグについて説明したりしており、ワンストップ支援センターの紹介や、被害者が大学の相談室に来たらどのように対応できるかということや、被害者が悪いのではなく加害者が責められるべきということやトラウマの話もして、大学の保健管理センターにも相談できることを伝えている。

- 専門教育における取組

選択科目としては、男女共同参画室の企画で、教養科目「ジェンダーと社会」と、専門教育科目の「学問とジェンダー」（隔年開講）の授業を実施している。教養科目の授業では、外部講師を呼んだり、性暴力や DV とトラウマ、男性学等をテーマにしたりしている。

2) 取組における工夫

受講者の中に必ず被害当事者がいる可能性を考え、リスク管理をする必要がある。授業の前に告知して、欠席してもいいことを伝えているほか、教員には途中で退席する学生がいても止めないように伝えている。講義後に相談に来る可能性もあるため、リアクションペーパーを準備している。

講義では、質問を書いてもらって回答する形にすると学生の考えや経験を踏まえて話ができる。アンケートを取ることも啓発活動となり、大学が取り組んでいる姿勢を伝えることができる。留学生が対象の場合は、アンケートをもとに学生とディスカッションをする場を

もつことも効果的である。

理解度は人によって異なるが、男性は偏見があり理解がない場合が多く、女子学生には明確に問題意識を持っている人もいる。グループワークを行うと学生同士の意見は平行線のままだが、講師は学生から出された意見を基に別の視点から説明することが必要である。

理系の学生は、社会問題や法制度、犯罪、訴訟、相談支援等に関する知識が少ないため、理解できるよう講義内容を変える必要がある。外国籍の学生は、宗教的な反発があったり、女性蔑視の国のエリート男性だったりする場合もあるため、工夫が必要である。

3) 実施している教育の効果や課題

グループワークは、人によって受け止め方が異なるのを知ることができるのがよいところである。異なる世代間で話し合うとその違いが如実に表れる。ただ、このような学習方法は、選択科目のように学生の学習意欲が明確な場合はよいが、学習意欲がない場合の講義ではなかなか取り入れにくい。

ハラスメントは1年生よりも、研究室や大学院に進んでからの方が深刻な問題であるため、ハラスメントの講義は大学1年生より3~4年生や大学院生に対して行った方がよいと考えている。

教育はコミュニケーションであるため、パンフレットを配布しただけではあまり効果がない。大学入学時に配布するものの数を減らしているため、中に入れるパンフレットの数も限られてしまうという現状もある。

2.2.3 NPO や民間団体、教職員等における取組

(1) Tottoko Gender Movement（学生サークル）

1) 取組内容

平成 30 年に設立し、大学内での性暴力、性差別をなくす目的で性的同意の考え方を広める活動をしている。

Tottoko Gender Movement（以下、「Tottoko」という。）の会員のコアメンバーは 6 人で、オンラインチャット（スラック）に参加している人もいる。インカレのサークル（※東大以外の学生を含むサークル）で性暴力が起こる場合もあるため、メンバーは東大生に限らず随時募集している。

活動当初は、Tottoko の顧問である教授がほかの教員に声をかけ、授業の最初の 10 分間をもらい、Tottoko 所属の学生が一般社団法人ちゃぶ台返し女子アクション（以下、「ちゃぶ女」という。）の「Sexual consent handbook」（以下、「ハンドブック」という。）を配布して性的同意について周知した。中には授業の 1 コマ全ての時間使わせてくれる教員もいて、大学内で起こる性暴力についてディスカッションを行った。

平成 30 年は、特に学部生に配布したかったため、1～2 年生のジェンダー論の授業でハンドブックを配布したほか、1 年生必修の語学の授業でも配布してもらった。教育学部・教育学研究科の 3～4 年生及び大学院生については、ガイダンスで時間をもらって、ハラスメント相談所に講習会を開催してもらい、その中で冊子を配布して周知した。また、男性が多い理系学部に対するアプローチとしては、工学部の建物の 1 階にハンドブックを置いていた。

令和元年は、東京大学で性的マイノリティの支援活動をしている「TOPIA」という団体と共同で、「用語集」、「第三者の私たちだからこそできること」と「ふつうの東大新生の話」（配島ハイジ氏制作）を企画して、学園祭で展示・配布した。

- 第三者の私たちだからこそできること

TOPIA と共同で作成した。冊子の内容は、性暴力、セクシャルマイノリティの差別、第三者介入についてである。性暴力編は、ちゃぶ女のハンドブックを参考にしたが、より具体的な事例を入れて独自に作成した。性暴力と性の多様性に特化した内容となっている。男性から女性への加害だけに限定しないよう、ジェンダーの多様性をどのように担保するか工夫した。令和 2 年度の新入生オリエンテーションでは、改訂した冊子が新生全員に配布された。令和 3 年度も同様に配布される。

- ふつうの東大新生の話

TOPIA と共同で企画した。内容は、性暴力と性的マイノリティについての漫画である。東大の新生の恒例行事である合宿を事例にしたもので、雰囲気伝わりやすく、より深く理解してもらうために漫画の形にした。

2) 取組における工夫

現在の Tottoko は組織化を進める活動がメインであり、関心が薄い層に働きかけるよりも、

関心が高い層に働きかけて、自主的に動けるメンバーを増やしたうえで、意識改革を広く呼び掛けることを検討している。

3) 実施している教育の効果や課題

同じ大学生が活動していることで、「これが性暴力なんだ」「嫌って言うていいんだ」と知ってもらっただけで効果があり、一部の学生の意識も変わってきたように思われる。大学生が主体となって活動しているからこそ大学生に響き、団体への参加を希望する学生もいた。

Tottoko に自ら参加したいという学生は圧倒的に女性が多い。やはり性被害に遭いやすい女性の方が関心を持ちやすいと思うが、男性にも参加してほしいと思っている。また、大学生は、性的同意や性暴力と言ってもどこか他人事感があると思う。

現在は新型コロナウイルスにより学生間の交流がないため、新入生の反応は聞くことができていない。

(2) NPO 法人 CAP センター・JAPAN

1) 取組内容

子供が性暴力等から自分を守るための予防教育プログラム・CAP (Child Assault Prevention: 子供への暴力防止、以下、「CAP」という。) の活動支援や実践者育成等を実施している。プログラムは約 40 年前にアメリカオハイオ州コロンバスのレイプ救援センターで開発され、世界 12 カ国で CAP プログラムが実施されている。日本では平成 7 年から実践者 (CAP スペシャリスト) の養成を行っている。

プログラムは、一人一人が大切な存在であるという基本的人権と、性的な被害に加え、いじめ、知らない人からの連れ去りといった子供を取り巻く暴力から身を守る方法についてロールプレイやディスカッション等を用いて実施される。

教育のベースとなる考え方は、人権教育(ライツ・ベース・アプローチ、エンパワメント)、ジェンダー教育、ダイバーシティ教育、スキル教育である。

a. 子供とその子供たちに関わる教職員、養育者向けのプログラム

教育・行政関係者の依頼に基づき、3～18 歳までの子供とその子供たちに関わる教職員(施設職員)、養育者を対象としてプログラムを実施している。子供向けプログラムと大人向けプログラムは、セットで行っている。また、児童養護施設や障害のある子供にもプログラムを提供している。

幼児・小中学生は、発達段階に応じて、クラス単位でワークショップ形式にて実施し、CAP がモデリングしたロールプレイングを子供たちに見てもらい、暴力に遭いそうになったときに何ができるかを一緒に考える。

幼児は 20～30 分の授業を 3 日間、小学生は 70～80 分の授業を 1 日、中学生は 100 分の授業を 2 日間実施する。児童養護施設等では、小学生向けは 30 分程度を 3 日間、中学生向けも(学校での実施の場合は)本来は 2 日間であるところを 3 日間にわけて実施する。

高校生には中学生のプログラムにアサーティブ⁸な内容等を加えたものを提供し、大学生には大人向けの CAP プログラムをアレンジする等、カスタマイズして提供している。

保護者向けプログラムは 70～120 分程度で 1 回、教職員向けプログラムは 90～120 分程度で 1 回実施している。子供向けワークショップを実施する前に、大人(保護者・教職員)にプログラムを知ってもらうのみならず、プログラムを受けた子供から話を聞ける体制を作っておくことを目的としている。保護者に対して、考え方やスキルを共有する作業に時間をかけている。

障害のある子供へは、教職員、養育者へのプログラム提供の後、少人数・障害の状況(ニーズ)に応じたプログラムの選択で実施している。

b. 実践者向けのプログラム

「子どもへの暴力防止のための基礎講座」(24 時間分)と「CAP スペシャリスト養成講座」の 2 本立てで実践者養成が行われている。(ほかの暴力も含め)性暴力について時間を

⁸ Assertive (英) : 相手を尊重しつつ自己主張するコミュニケーションのことを指す。

かけて取り上げ、例えば、暴力の構造や、被害者・被害を聞いた人の心理等や被害者・加害者・傍観者にならないようにするための知識の伝達にも非常に力を入れている。また、被害に遭ったという話を聞いたときの初期対応の方法（話の聞き方、言葉をかける方法等）についても、学ぶ機会を作っている。ただし、話を聞きすぎないことを伝えている。初期段階では、子供たちには話したいだけ話してもらうが、被害について無理して話そうとする子供もいる。そのため、それ以上話さなくても大丈夫と伝えて、あとは専門家につないで引き取ってもらう、もしくはしっかりケアを受けられるようにすることが大切である。

2) 取組における工夫

プログラム実践者は、多様な子供たちがクラスに在籍していることを想定しながら、自らに刷り込まれてきた価値観をそぎ落としてフラットな状態で、子供の視点で一人一人の子供と向き合うことが大切である。

また、ロールプレイを通じて子供たちが、力の不均衡のなかで起きる暴力について客観的に見たり、権利を守るために何ができるかを考えたりすることができるようにしている。プログラムは、被害者、加害者、傍観者にならないことを目指して開発されている。

プログラムでは、互いの心と体の境界線を守ることを伝えているが、プライベートゾーンの話にはあえて触れていない。その理由としては、幼児期・学童期に知っている人から性暴力に遭うケースでは、いきなりプライベートゾーンを触るのではなく、徐々に心と体の境界線が侵害されていくことが多いためである。CAPセンター・JAPAN が子供たちから聞いたところでも、プライベートゾーンではないから大丈夫だと思っていた（性暴力ではないと思っていた）というケースが多かった。また、大人側も安全性バイアスがかかって、「プライベートゾーンではないので、きっとあなたのことが可愛いからそのようなことを行っているのだ」と言ってしまうケースが多い。そのため、「どこであろうとあなたが嫌だと思われ方をしたときには、嫌だと言っていいし、その感覚を信じて人に話していい、離れていい」と伝えている。

幼稚園・保育所でプログラムを行う際は、先方と打ち合わせを行い、性器も含めて体丸ごと大切であることを子供たちに伝えるために、性器の名称をどのように子供に伝えているかを事前に確認することがある。

大人には教材を用意しているが、子供には教材を用意していない。子供が感じ、気付くようにするために、教材に書き込むという通常の学習形式ではないことを重んじているためである。プログラム終了後に、キーワード等が記載されている復習用のリーフレット（プリント）を子供に配布しているが、子供たちが自ら何か書き込んで、覚えておかなければならないというような趣旨のものではない。リーフレット（プリント）には社会資源の連絡先（チャイルドライン等）も必ず掲載し、子供たちが話したいと思ったときに話せる場所があることをあわせて伝えるようにしている。

3) 実施している教育の効果や課題

人権や子供の権利を守ることが当たり前になることが必要だが、そのような概念が教育現場、家庭、地域においてはまだまだ当たり前のものになっていない。子供たちが学んでも、たちまち権利侵害を受ける事態、無力感を感じる状態がある。子供が大切な自分を守

る、相手の同意を得るために安心・安全なやり取りをするには、日常生活で体験として学習していく中で理解を進め、応用していく力を身に付けていくと考えている。

「この問題にはこの答え」という一対一対応の教え方が染みついている教員や子供もいる。そのような教え方・答え方に慣れている中で、ロールプレイング等を通じて、一対一対応ではない方法があるということを大人が受け入れる・認めていく必要がある。

教員が性教育を実施するに当たっては、教員自身、性教育を受けたことがなく、性に関する知識を持っていないため、時間をかけて教員を育成していく必要がある。しかし、それでは子供時代は終わってしまう。そのため、学校の中で何もかも教えようとしなないことが重要である。民間団体等社会資源は多く、子供の力になろうとしてくれる様々な人がいることを子供たちに実感してもらうためにも、学校だけで完結しないことが重要であると考ええる。

(3) 認定 NPO 法人 エンパワメントかながわ

1) 取組内容

デート DV 予防教育プログラムを策定することで、デート DV の先に生じる DV や虐待、性暴力を根絶できるという考えから、デート DV 予防教育プログラム（中学生・高校生・大学生・教職員向け）を独自に開発。ほかにも、特別支援学級に通う子供への暴力防止プログラム、保護者・教職員向け各種人権研修等のプログラムを開発し、既存の CAP プログラムと同様、学校等に出向き実施している。いずれも参加体験型ワークショップ形式で行い、1 回につき必ずスタッフ 3 人以上が対応する。プログラムは、人権とエンパワメント⁹という考えに基づき開発している。すべての人は暴力を受けずに生きる権利があり、自分自身を大切に思うことから相手も大切にすることを考え、対等で暴力のない関係を築くことを目的とする。

a. 実施しているプログラムの概要

- 幼児～高校生向けプログラム

性暴力等の防止のために、学校等に訪問し、保育園・幼稚園～中学校では CAP プログラム、中学・高校ではデート DV 予防プログラムを実施。どの教科で行うかは学校によって異なり、学校側からの要請に基づき対応している。中学校では、高校入試後の卒業前にプログラムを行うことが多い。

- 大学生向けプログラム

大学生向けデート DV 予防プログラム（90 分）も独自開発し、神奈川県内外の大学等で実施。ジェンダー等の授業で 1 コマもらうことが多い。地方公共団体が費用を支援している場合もある。教員から 1 コマもらってプログラムを実施する際の対象は全学生の数分の一だが、1 学年の人数が少ない大学（200 人程度）では、学年の全学生を対象として実施することもある。大学のオリエンテーションに呼ばれることもあるが、オリエンテーションでは新入生に様々な情報を伝える必要があるため持ち時間が短く、説明するのは難しい。

- 知的障害のある子供へのプログラム

有識者の監修を受け、知的障害のある子供向けに独自開発した暴力防止プログラム。参加する子供は最大 15 名程度。取り上げる題材やどのような劇を行うかについて学校側と打ち合わせ、毎回個別に内容を組み立てる。「あんしん」「いやだ」という表現を伝えており、「あんしん」「いやだ」の顔のイラストを持って示しながら、安心な触り方といやな触り方を教え、誰であっても、自分がいやだったらいやだと言っていいと伝える。

b. 教材等

デート DV 予防プログラムで使用する教材（中学生向け、高校生向け、大学生向け）は、すべて独自に作成したものである。書き込みながらグループで話し合える資料となってお

⁹ Empowerment（英）：もともと持っている力を引き出す関わりという意味。

り、投影資料と併せて作成している。文字情報によるものより、イラストや図を使用し一目で分かるものの方が活用しやすい。資料については、例示内容やイラストが時代に合うよう、子供が見て違和感を持つものは随時改訂する。

c. 指導手引き

デートDV予防プログラムは、団体の実施者養成講座¹⁰を修了した者が実施する。

すべてのプログラム（中学生・高校生・大学生・教職員向け）に、ファシリテーターのためのテキストがあり、ほかにもセリフや注意書き入りのパワーポイントも配布している。

高校生向けプログラムの実施者養成は3日間で、クラス単位でプログラムを行う場合のファシリテーションについても教えている。生徒一人一人を尊重しながら進行することは大変難しく、手引きの通りに行うとしても訓練が必要である。

教職員向けのプログラムでは、生徒の事案の相談対応について説明するためにいくつかの仮想事例も掲載している。実施時間や学校のニーズによってプログラム内容は異なるが、教職員向けプログラムが実施できない場合には相談対応マニュアル（A3・2つ折り）を配布する。特に、デートDVの被害生徒を別れさせても意味がないことを伝える。「別れなさい」という言葉は別れることができない生徒を責めることになるので、むしろ生徒を支援し、今後どうするかを決める力を引き出す必要がある。

教職員向けの実施者養成講座では、生徒の人権に配慮したファシリテーションを学ぶ（たとえば、暗い夜道を歩くのはだめと言うと、暗い夜道を歩いて性被害に遭った人が悪いというメッセージになる）。被害に遭った子供に、「あなたは悪くない」ということを伝えることが重要である。また、決して上から目線にならず、大人は生徒と対等であること、生徒の力を信じエンパワメントすることを学んでもらう。

2) 取組における工夫

プログラムはすべて参加体験型ワークショップ形式である。参加することで人と人との違いに気付き、被害者にも加害者にも傍観者にもならないという意識を持ち、行動変容につながる。ただ、参加するか否かは選んでよい、途中で抜けてもよい、互いの違いを尊重、守秘等をルールとして必ず伝え、場の安全確保にも配慮する。終了後には個別対応も行う。

被害に遭った生徒がいない学校はないと考え、被害に遭った生徒がいる前提のもと、気分が悪くなったら離席してもよいということを、事前に学校側から了承を得た上でプログラムの冒頭で話すことが重要である。被害に遭ったからといってあなたは悪くないとも伝える。被害に遭った児童生徒がいるかどうか、配慮してほしいことがあるかについては、事前に学校側に確認する場合もある。

性的な表現については、必ず事前に対象学年の教員と検討する。生徒から性的な表現が出た場合は、性暴力防止のために必要な正しい知識を伝える。たとえば、性暴力とは何かと中学生に問いかけて「レイプ」という発言があれば、レイプとは一方が嫌がっているにも関わらず無理やり性交することだと伝える。また、知らない人だけでなく、知人や恋人間でも起きるということや、同意のないあらゆる性的な行為は暴力になることを伝える。

¹⁰ エンパワメントかながわ「デートDV予防プログラム実施者養成講座2021」, https://npok.org/ddvyosei_lp/, 最終閲覧日：令和3年3月30日

子供向けプログラムを実施する際は、基本的に保護者や教職員にもワークショップを実施し、子供の人権を守るために大人ができることを考え、相談対応の練習等をしてもらう。教職員との打ち合わせの場では、対象学年担当の教員にマニュアルを渡し、「このようなことがあればこのような対応をお願いします」といったことを伝えている。

中学生向けプログラムでは、グループワークではないが、周りの生徒と話し合ってよいと伝えている。体育館で学年単位の開催の場合も、スタッフが体育館の中を歩いて生徒の意見を拾い上げ、その内容をファシリテーターが打ち込みスクリーンに投影することで、生徒の意見が反映されるという気付きを子供に与える工夫をしている。また、(性的な)正しい知識を伝えることについても事前に合意を取る。なお、学校内に性被害に遭った生徒や妊娠した生徒がいる場合、学校側と事前に話し合い配慮する。

高校生向けプログラムは、クラス単位の実施であれば5~6人でグループを作って進める。グループワークはクラス単位では可能だが、学年単位で体育館にて実施する場合は隣の人等と話しながら進める形としている。クラス単位で行う場合と体育館で一斉に行う場合とでは生徒の理解度は異なり、参加人数が増えるほど効果が薄れることは学校側にも伝えている。クラス単位で行った場合と一斉に行った場合で理解度に違いが生じないように留意している。プログラム実施後は生徒のアンケートを確認する。

家庭環境等により、よい人間関係・男女関係や適切なスキンシップが十分に分からない子供に対しても、すべての子供に大切にされる権利があることや、どんな場合でもその子供の中に生きる力があることを信じ、助けてもらう(人の力を借りる)ことの大切さを伝えている。

教職員に対しては、恋人関係における対等な関係(デートDVにならない関係)を伝えるために、講師や教職員と生徒もまた対等であることを伝えている。

3) 実施している教育の効果や課題

デートDVの予防教育では、人と人が対等であることを伝えるが、学校の先生はあくまで評価者であり、生徒と対等な関係というのは難しいため、外部講師が行うことが望ましい。

子供の問題行動は、支援を必要としているSOSのサインであると捉えている。デートDVの事案があった場合には、被害生徒及び加害生徒にそれぞれ個別の回復プログラムを実施するデートDV専門相談員を養成し、派遣モデル事業を実施している¹¹。

知的障害のある子供へのプログラムでは、少ない言葉ではっきりと正確に伝えることが重要である。特別支援学校高等部に加えて定時制高校での需要も高い。

対面開催の場合、コロナ禍ではお互いに距離をとる必要があったり隣の人と話せなかったりするが、ウェブ会議ツールの機能を使うとグループワークを行いやすい。小学生や中学生全員にパソコンが配布されれば、オンラインワークショップも開催できると考える。

¹¹ エンパワメントかながわ「デートDV専門相談員(TOTS)が活動しています」, <https://npo-ek.org/etc/22892/>, 「デートDV相談対応専門研修」, https://npo-ek.org/sodan_taio/, 最終閲覧日: 令和3年3月30日

(4) 社会福祉法人児童愛護会 一宮学園

1) 取組内容

男子児童間でプライベートゾーンを触るという性暴力事件が発生したことから、平成 20 年から再発防止の取組の一つとして「生教育委員会」を立ち上げ、性教育を実践してきた。

人権教育をベースとし、小学 1～4 年生に対しては、「自分の大切な心と体・場所・時間・物」というプライベートな部分があることについてシリーズ化した年 13 回のプログラムを毎年繰り返し実施している。小学校 5 年生には年 4 回のプログラムを実施している。中学生には、発達状況に応じて個別もしくは 2～3 人に対して性教育を実施している。高校 1～3 年生は、妊娠・避妊・性感染症をはじめとした科学的な観点からの性教育や、デート DV・性的同意等について年に 2～3 回、2 時間程度子供たちを一堂に集めて話をする機会を設けている。外部講師として助産師を招いて講義をしてもらうこともある。

18 歳になり退所した子供は、予期せぬ妊娠・性的強要・セクシュアルハラスメント・恋人との性生活・性感染症に関する問題を抱えるケースが多い。いずれも根本には性行為の問題があるため、高校生に対しては性的同意について教えている。

性教育のほか、定期的な聞き取り調査も実施している。

a. 取組方法

職員は毎年 CAP プログラムの研修を受けているほか、一部の職員は、児童養護施設の職員を対象とした性教育の研修に毎年参加している。性に関する科学的な知識を習得するほか、話すスピードや目線の向け方等のワークの進め方や子供を引き付けるプログラム実施に関する部分は一般企業のプレゼンの研修を受けてスキルを習得している。

高校 1～3 年生に対しては、性感染症に関して伝えた後に性感染症のチェックリストを配布している。

b. 教材等

教材は独自に作成している。プライベートゾーンについては、「いいタッチわるいタッチ（だいじょうぶの絵本）」¹²等の絵本を参考にして紙芝居の教材を作成した。紙芝居は、手書きで優しい色を使い、文言やロールプレイの方法は CAP のプログラムを参考にした。性的同意については、「性の絵本（全 5 冊）」¹³を用いて、段階的な同意について教えている。そのほか、子供を加害者にも被害者にもさせないことをテーマに、コミュニケーション力の向上を目的とした「セカンドステップ」という米国で作成された教育プログラムも参考にしている。

¹² 安藤由紀（著）、「いいタッチわるいタッチ（だいじょうぶの絵本）」、平成 28 年 2 月、復刊ドットコム

¹³ 山本直英、高柳美知子、安達倭雅子（著）、木原千春（絵）、「性の絵本（全 5 冊）」、平成 4 年 4 月、大月書店

2) 取組における工夫

児童養護施設に入所している子供は、9割が虐待を受けた経験を持ち、本来は子供に安全な場所を提供すべき養育者から自分の心と体・時間・場所等を奪われた経験がある。そのため、まずは自分の大切な心と体・場所・時間・物を伝えてからでなければ「人の気持ちを考え、周りをよく見なさい」という話はできない。「あなたは大切、あなたには大切なものと場所がある」ということは教育で伝えるのではなく、日常生活の中で体得させるもののため、タオルや寝具は個人の物を使用させ、生活の中で境界線を体得させる。

知的障害を持つ子供に対する性教育の実施に当たっては、伝えたいポイントを絞って紙芝居を作成し、極力接続詞を使わないようにして読み聞かせている。

発達障害を持つ子供に対しては、紙芝居の枚数を減らし、1ページ1メッセージ程度でポイントを絞って読み聞かせている。

プライベートゾーンの話をした途端に表情が変化し泣いてしまう子供や、話をしたあとに被害開示をする子供もいることから、アロマセラピー、ヨガ、心理臨床動作法を用いたトラウマケア等も行っている。

子供から被害開示を受けた場合、全職員が初動対応訓練を受けているわけではないことから、「誰に何をされたか」以上は聞かず、「大事な話をしてくれてありがとう、また改めて聞くね」と伝えるよう職員に指導している。年齢が上がっていくにつれ行為の意味付けがなされ傷として認知していくことになるため、職員はケアの準備をしていく必要がある。子供には、「自分がNOと言えなかったから悪いんだ」という思いがあるため、それを修正していく必要があり、聞き取りそのものが今後のケアアセスメントになると考えている。

3) 実施している教育の効果や課題

「あなたは大切、あなたには大切なものと場所がある」ということを日常生活の中で体得させるため、タオル・寝具も共用ではなく個人の物を使用させることで、子供は「自分の物」という意識が生まれ、物を大切にするようになった。自分と同じように相手にも大切な物があるということを理解しているように感じている。

子供に伝えるツールについては、時代に応じて変更していく必要がある。紙ベースの教材は可能な限り字数を減らし、イラストを入れなければすぐに捨てられてしまうものになる。中学生や高校生は携帯電話を使用する時間が長く、書物を読む文化がないため、子供たちには性情報に関するアプリケーションを薦めている。学校や施設の教職員と10~20代前半のインターネット社会で育ったZ世代では、育ってきた環境が違うため、Z世代の社会的背景を意識しながらどのような教材であれば子供に伝わるのか考える必要がある。

本来であれば、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に則り発達段階に応じた教育を各教育機関が実施するべきであると考えている。小さいころから暴力は身体的暴力だけでなく、心理的・経済的・社会的暴力があることや権利について伝えていくことが望ましい。また、権利が侵害されそうになったとき「嫌だ」と言っていることを伝えるため、CAPの「NO・GO・TELL」という選択肢があることを毎年繰り返し教えていくべきだと感じている。

(5) 兵庫県立尼崎総合医療センター

1) 取組内容

兵庫県立尼崎総合医療センターでは、被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き「学校で性暴力被害がおこったら」¹⁴を作成している。

「学校で性暴力がおこったら」は、過去に、被害事案が発生した際に全教職員が共通認識を持って対応できるよう講演会形式で実施した研修の経験のほか、兵庫県教育委員会の「いじめ対応マニュアル」¹⁵をベースに、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の8つのキーコンセプトに沿って作成している。

また、「学校で性暴力被害がおこったら」を活用した教職員を対象とした研修会も行っている。研修会は、学校の教職員全員を対象としている。その理由は、有事の際の行動を標準化することにより、緊急性が高く重大事案につながる可能性のある事案に対して迅速に対処することができるためである。

そのほか、性暴力被害対応に関する教職員への研修や市民講座を姫路市や豊岡市で実施している。教職員を対象とした性暴力被害対応の研修では、子供から「誰にも言わないで」と言われたらどのように対応すればよいのかをテーマとしたワークショップを含めた研修を実施した。

兵庫県立尼崎総合医療センターと連携するNPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうごでは、小学校・中学校・高校に対して、性暴力やデートDVの防止を含む性教育を実施している。「あなたはかけがえのない存在」、「からだところを大切にすること（プライベートゾーン、嫌なことは「イヤ」と言っていていいということ、適切な人との距離等）」、「性について」、「性暴力とは」、「心身に与える影響」について教えるほか、相談先があることを伝えている。令和元年度からは、障害を抱える子供たちへの性教育も実施している。

2) 取組における工夫

「学校で性暴力被害がおこったら」は、教職員が研修を受けなくても事案に対応できるよう作成している。冒頭で全体像が掴めるよう、学校での性暴力被害対応の概要や、事案が起こった場合のタイムラインを示し、被害／加害児童生徒・保護者だけに偏った対応にならないようにしている。そのほか、実際に被害事案が発生した際に、学校はまず一番に何をすべきか、やっつけよう／悪いことは何かを記載している。また、性暴力被害の相談を受ける教職員の心理ケアに関わる内容も含めている。

性暴力被害者支援センター・ひょうごで実施している、小学校・中学校・高校に対する性

¹⁴ 「学校で性暴力被害がおこったら」は、国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）による「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域で採択されたプロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人—地域—社会”によるケアシステムの構築」の成果物である。

性暴力被害者のためのバーチャル・ワンストップ支援センター「あなたの学校で性暴力被害が起こったら～備えあれば憂い少なし～」, https://onestop-hyogo.com/wp-content/uploads/2020/07/tebiki_web.pdf, 最終閲覧日：令和3年3月30日

¹⁵ 兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」, <http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/seitosisidou/manual.pdf>, 最終閲覧日：令和3年3月30日

教育では、発達年齢に応じて、言葉の表現を変える、資料に平仮名表記やイラストを加える、紙芝居方式を取り入れる等、より伝わるよう工夫している。

講演では、子供たちが性に関する話を聞いてつらい気持ちになったときのために、深呼吸をしたり、床に足を押し付けたりする等のリラクゼーション法を教え、相談先があることも伝えている。また、子供たちの様子を見ながら話の途中で体を動かせる等、辛い気持ちになったときの対処法を伝えている。中学生になると、自身一人で考え解決することが、大人になるということだ、という刷り込みがあるため、一人で悩まずに学校の先生や学校外の信頼できる人に相談できることを伝えることが最も重要である。講演後には、子供向けメール相談カード「性暴力ってなに？」¹⁶を配布している。

3) 実施している教育の効果や課題

実際に事案が発生した学校に「学校で性暴力被害がおこったら」を利用してもらったところ、これまで、学校で性暴力事件が発生した際の対応マニュアルはなかったため助かった、という感想をもらった。

教職員が性犯罪・性暴力の被害を受けた児童生徒への指導・対応をするに当たっては、性暴力によるトラウマをしっかりと理解することが重要である。

また、性教育は、年一回単発で単独もしくは複数の教科で実施するものではなく、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」のように各年齢で学習目標を設け、連続性かつ継続性を持った体系的な教育を実施することが重要である。犯罪類型や問題は年単位で変わってくるため、保育園・幼稚園から大学までの体系的な学びに重点を置き、その中でトピックは随時更新する形にしたほうがよい。そのほか、心と体を大切に思える自己尊重感、人と人の心理的・物理的・社会的距離感を育みながらコミュニケーションスキルを伝え、「相談してもよい」ということを伝えていくことが重要である。

性教育の実施に当たっては、教職員に対し性暴力の基本的な知識や心身にどのような影響を与えるのか、被害児童生徒への対応等に関する研修を定期的に行う必要があると考える。

¹⁶ 「性暴力ってなに？」は、国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）による「安全な暮らしをつくる新しい公/私 空間の構築」研究開発領域で採択されたプロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人—地域—社会”によるケアシステムの構築」の成果物である。

1) 取組内容

平成 19 年から外部講師としての性教育講演を開始し、小学校・中学校・高校・大学で性教育を行う中で、「性教育」という言葉には性感染症や妊娠だけではなく、同意や性の多様性といったトピックスも重要であるという事に気づいた。性と生殖に関する健康と権利 (Sexual and Reproductive Health and Rights) に基づいて、包括的に性教育に取り組んでいる。

外部講師として呼ばれる授業の枠は、保健体育の授業であったり、道徳の授業であったり、学校によって異なっている。

a. 小学生に向けた取組

4～6 年生に向けて、「大切な命のつながり」というタイトルで生命誕生の過程を伝える講演を行い、その中で「プライベートゾーン」について話をしている。

思春期外来で性虐待に遭っている子供を診察している中で、プライベートゾーンを知っているか知らないかで被害の遭い方が違った姉妹の事例があった。小学 4 年生は初経や射精について保健体育で学ぶが、赤ちゃんがどうやってできるのかについては学ぶ機会がなく、月経が始まっている子供が性被害を受け続けると妊娠につながるおそれがあるので、4 年生で一度プライベートゾーンについて学ぶべきだと考える。

教材は、「あなたのおへそ」¹⁷を用いて、自身で作成したものを使用している。

b. 中学生・高校生に向けた取組

産婦人科医師外部講師による性感染症予防事業の性教育講演会のなかで、避妊、性感染、同意、交際、メディアリテラシー、性的指向・性自認 (性同一性) 等「包括的性教育」の一環として、中学生と高校生向けに講演を行っている。

中学校は、3 年生を対象とすることが多く、対象学年を集めて一斉に講演する。高校は、在学中 1 回のみ行う学校もあれば、学年ごとに行う学校、全校生徒を対象に行う学校等、実施方法はそれぞれである。

講演全体では、講演の時間は、50 分の場合もあれば、90 分の場合もあり、学校によって異なる。

教材は、「交際の 12 段階」¹⁸、女子栄養大学の養護教諭を目指す大学生のサークル「たんぽぽ」と作成した「キスの同意」¹⁹の電子紙芝居を使用している。

c. 大学生に向けた取組

ちゃぶ台返し女子アクションの「Sexual consent handbook」(以下、「ハンドブック」とい

¹⁷ かこさとし (作), 「あなたのおへそ」, 昭和 51 年 10 月, 童心社

¹⁸ 「性教育 2・交際の 12 段階 見つめあうから〇〇まで～産婦人科医の性教育～」, <https://www.youtube.com/watch?v=nVJQkygOI6A>, 最終閲覧日: 令和 3 年 3 月 30 日

¹⁹ 「性教育 3・性的同意イエスと言わなきゃ同意じゃないよね!～産婦人科医の性教育～」, <https://www.youtube.com/watch?v=ujclG7-rsFE&feature=youtu.be>, 最終閲覧日: 令和 3 年 3 月 30 日

う。)を用いて、実習に来る大学5年の医学生に性暴力のシナリオのロールプレイを演じて考えさせる教育を実施している。なお、ハンドブックでは医療監修を担当した。

2) 取組における工夫

講演会は、生徒がリラックスできるように隣同士で感想を言いながら見るようにしている。教員には、生徒と一緒に講演を聞いてもらって学んでもらうようにしている。

知識よりも大事なものは、何かあったときに誰かに相談することである。「(今日の講演を)先生と一緒に聞いてくれたよね?」と生徒に伝え、同級生と一緒に話を聞いたことで共有する仲間ができたことを伝えている。また、身近な人に相談できない場合の相談先として、メールアドレスやTwitterの質問箱も教えている。

講演を聞いている生徒の中には性被害を受けている人がいる可能性を考慮し、言葉遣いに気をつけ、「何か困ったことがあったら相談していいんだよ」と伝えるようにしている。

学校側から家庭環境に恵まれない子供に配慮して欲しいと言われることがあるため、教員に相談した上で授業の実施方法を変えている。

保護者の理解を得るため、小学校・中学校では、保護者宛てに学校から性教育講演会のお知らせを配布している。小学校は7割の保護者が一緒に授業を受けているが、中学生の保護者の参加は7%程度である。性被害に遭った子供の話をすると、講演会の実施に反対する保護者はいない。また、セックスの同意だと中学校には受け入れられないが、教材の内容をキスの同意にしているため、学校や保護者から反対されることはない。

地域の子どもサポート委員会で小学校・中学校の校長先生とつながり、地域全体で性教育に関する知識を共有している。

3) 実施している教育の効果や課題

プライベートゾーンの侵害に当たるようないたずらがあったとき、周りが指摘することができたという事例があった。中学生・高校生は、「イヤなときはNoと言っていいんだと知った」「相手の気持ちを待てるような人になりたい」等の好意的な感想が多い。現在は、子供たちは講演を聞くだけなので、教材を見た後に、何を感じたかを同級生と共有できる時間を持つことができるとよいと思う。

性教育は教員の人間性が出てしまう。教員が事前に学んでいないと、セカンドレイプのような発言をしてしまう危険性がある。教員の勉強会がまず必要である。

保護者は、子供が何をどこまで知っているかを把握していないと、子供に何か聞かれた場合に何も答えられない。講演の内容が過激だと思ったらサポートしたり、内容をさらに深掘りしたりするのは、家庭の役割だと考えている。

性行為で寂しさを紛らわしている若い女性を多く診察しているが、自分と他人の境界線がわからないことが多い。自分と他人は違う人格であるということや、相手を尊重することで自分も尊重されるということは、繰り返し教える必要がある。

2.2.4 そのほかの特徴的な取組

(1) 地方公共団体における取組

- 東京都教育委員会

LINE 株式会社と共同で情報モラル教材と教員向け手引きを開発し、都内の公立小学校・中学校・高校の全生徒に配布している。

また、東京都教育委員会は、「性教育の手引」を作成し、配布している。同書には、学習指導要領以外の内容の授業を実施する場合に保護者の理解・了解を得る方法等も提示されている。

東京都教育委員会は、平成 30 年度に性教育の授業について東京都医師会と連携して産婦人科医に講師を依頼し、子供たちが適切な意思決定や行動選択ができるようになることを目的に、専門的な見地からモデル授業を実施した。

- 神奈川県教育委員会

人権教育の推進を図るため、指導資料や学習教材等を作成し、神奈川県内の公立学校や市町村教育委員会に配布している。高校生向けの「人権学習ワークシート集」には、デート DV が起こる社会的要因に関する学習ワークシートやワークの解説、展開例が掲載されている。また、小中学生向けの「人権学習ワークシート集」には、デート DV に関するコラムが掲載されている。そのほか、県では希望校に講師を派遣する「デート DV 防止啓発講座」を実施している。

また、学校におけるセクシュアルハラスメントの啓発ポスターや、生徒が正しい理解を持つためのリーフレットを作成し、県立学校で配布している。また、県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）の全生徒を対象に実施したセクシュアルハラスメントに係るアンケート調査結果を踏まえた取組の一環で、教職員向けの指導・啓発資料を作成し、研修も実施している。

- 長野県教育委員会

長野県では、平成 28 年に「長野県子どもを性被害から守るための条例」が公布・施行され、子供を性被害から守るための取組が総合的に行われている。

長野県教育委員会は平成 16 年 3 月に「性教育の手引き」を発行し、各学校では同書を参考に指導が行われてきた。その後、性に関する指導の目標や内容、指導方法等に関する改訂を行い、平成 26 年に新たに「性に関する指導の手引き」を作成した。新たに作成された同書は、編集可能な形式の指導資料と併せて教育委員会のウェブサイトで公開されている。そのほか、外部講師を活用して性に関する指導を実践している事例を取りまとめた事例集も作成している。

また、平成 28 年度から新規採用教員に対して「性に関する指導」と「性被害防止に関する指導」について研修も実施している。平成 29 年度からは研修対象者を拡大し、5 年目・10 年目の教員への研修も行っている。

- 北海道環境生活部道民生活課

北海道教育委員会とともに、中学・高校生等を対象としたデート DV 予防教育に係るリー

フレット、及びリーフレットを活用して授業を行う際の参考となる指導手引きを作成している。手引きには、指導事例やワークシート・アンケート例も提示されている。

また、中学生、高校生、大学生等を対象に、専門的な知識を持った講師を派遣する出前講座（授業）も実施した。

- 石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課

中学生と高校生を対象とした性暴力に関するリーフレットを作成し、配布している。高校生向けには SNS の危険性や JK ビジネス、レイプドラッグについて取り上げる等、対象年齢によって掲載内容を変えたリーフレットを作成している。また、県内の高校生・大学生を対象に、石川県女性相談支援センターの相談員等による「若年層向け DV 予防啓発セミナー」を実施した。

- 大阪府府民文化部男女参画・府民協働課男女共同参画グループ

大阪府では、若い世代が、交際相手に暴力を振るわない、交際相手から暴力を受けない、お互いに対等な関係を築いていけることを目指し、デート DV 防止や交際の在り方に関するリーフレットや啓発映像を作成し、ウェブサイトで公開している。

- 島根県中央児童相談所

児童養護施設と児童相談所の連携のもと、児童養護施設における幼児・小学校低学年向けの性（生）教育プログラムを開発、実施している。当該プログラムの実施に当たり、資料・台本集を作成し、ウェブサイトで配布している。

- 長崎県子ども家庭課

県内の中学校・高等学校等で広く、DV 予防教育が行われるよう、授業を行うための流れ等をまとめた手引きを作成、配布している。授業の実施に必要な教材（スライドやワークシート等）は CD に収録されている。

- 埼玉県蕨市市民生活部市民活動推進室

若年期から DV について学ぶことが効果的であるという考えのもと、将来的な DV 及びデート DV を未然に防ぐことを目的として、デート DV 防止啓発ハンドブック「ホントのシェアワセって？」を作成した。デート DV について漫画で描かれ、相談機関の連絡先も掲載されている。

(2) 学校における取組

- 中央大学

学生向けだけでなく、教職員向けの啓発リーフレットも作成している。加害者・傍観者にならない方策や、被害相談の対応方法等も記載されている。そのほか、学内における情報誌等を通じてハラスメントに関する注意喚起を行い、教育・研修の機会を準備し、講演会等を企画している。また、定期的にハラスメント白書を発行し、ハラスメントに関する大学内での認識状況について検証している。

(3) NPO や民間団体、教職員等における取組

- おしえて！くもくんプロジェクト

「おしえて！くもくんプロジェクト」では、子供を性被害から守るため、プライベートゾーンに関する知識について教えることを推奨している。同プロジェクトでは、慶應義塾大学教授の小笠原和美氏（警察庁より出向）の監修により、子供を加害者・被害者にさせないための教育が必要との考えに基づき、小学校教諭や養護教諭等の意見も反映して、小学校での読み聞かせを想定したプライベートゾーンを教えるための絵本「おしえて！くもくん」が制作され、令和3年2月に出版された。また、絵本のほか、ワークシート、掲示物として活用できるポスター等も作成している。

- 子どもの性の健康研究会

子どもの性の健康研究会は、性に関する支援や研究を行う臨床心理士等による研究グループであり、施設入所児童（思春期）向けに性的搾取の実態を伝えるリーフレットや、性暴力被害を受けた児童生徒が心と体を回復するための方法を伝えるリーフレットを作成し、配布している。

また、被害に遭った子供への対応方法を示した保護者、教職員、支援者向けのリーフレットや、知的障害のある生徒・施設入所児童に対するトラウマインフォームドケアに関する冊子も作成している。

- 一般社団法人ちやぶ台返し女子アクション

ジェンダー問題に取り組む団体が、クラウドファンディングで製作費を調達して大学生向けの性的同意について伝えるハンドブックを作成した。ハンドブックは新入生等に配布されている。製作には大学生が参加し、高橋幸子氏（埼玉医科大学）が監修、NPO 法人ピルコン、山本潤氏（性暴力被害者支援看護師）、鈴木秀洋氏（日本大学危機管理学部准教授）らが協力した。

また、性暴力予防教育のワークショップを開催し、ファシリテーター研修も実施している。

- 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会

関西の大学生とともに性的同意に関するハンドブックを作成し、配布している。大学生にアンケートを実施して作成したチェックリスト、日本と海外の性への考え方の違い、専門家へのインタビューを掲載している。性暴力の被害者にも加害者にもならないこと、第三者介入ができる若年層を増やすことを目的としている。

- NPO 法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス

人身取引問題に取り組んでおり、JK ビジネス、男子中学生の児童ポルノ被害、リベンジポルノに関する漫画を作成している。翻訳され台湾でも配布されている。

また、JK ビジネスの啓発動画や AV 出演強要問題の啓発動画も作成しており、AV 出演強要問題の啓発動画は、渋谷区の協賛を受け渋谷駅前の街頭で半年間放映された。

- NPO 法人女性と子どものエンパワメント関西

絵本「わたしのからだよ！いやな さわれかた だいきらい」²⁰を平成 29 年に復刊し、販売している。絵本は、子供を性暴力から守ることを目的としたものであり、自分の体は自分だけのものであることや、いやなさわられ方をされたらいやだと言っていいこと等が説明されている。

- 一般社団法人“人間と性”教育研究協議会

様々な場面での「性暴力」を追放することを目的として、平成 23 年に「サヨナラ性暴力」というパンフレットを作成した。平成 29 年には、刑法の改正や社会情勢の変化に伴い、各種データの更新、内容の追加等の改訂を行った。パンフレットには、デート DV、性的同意等について記載されている。そのほか、各大学で実施すべき取組に関する提言や、相談機関の連絡先についても掲載されている。

²⁰ ロリー・フリーマン（著）、キャロル・ディーチ（絵）、田上時子（翻訳）、「わたしのからだよ！いやな さわれかた だいきらい」,NPO 法人女性と子どものエンパワメント関西

2.2.5 既存の取組及び教材の総括

(1) 既存の取組の特徴

性暴力の当事者（被害者、加害者、傍観者）にならないための取組を実施している地方公共団体や学校、団体等における事例では、以下の共通点がみられた。

1) 性暴力が起こる構造の理解に焦点を当てた教育内容

性暴力防止のための教育では、「被害者にならない」という視点はもとより、まず「加害者にならない」という観点が最も重要とされている。デートDVやセクシュアルハラスメントといった個別の暴力類型を取り上げて「やってはいけないこと」として指導するのではなく、まず人と人との支配的な力関係やジェンダーに関する固定観念といった、性暴力の構造的な理解を促す教育を行っている。そのため、最初から「性暴力とは」と入るのではなく、誰しも心と体は自分のもので尊重されるべきであるといった概念や、よい人間関係とはどういうものかといった基本的概念を丁寧に伝えている。また、その際は、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に則った性教育の発達段階別キーコンセプトを用いて指導内容の設計をしている機関も多い。

2) 児童・生徒の中に必ず被害者がいることを想定した授業設計

授業を行う際は、クラスの中に被害児童生徒が必ずいることを想定して行う必要がある。特に、被害を受けたことがある、あるいは現在進行形で受けている児童生徒にとっては、授業の内容そのものが二次被害となる可能性もある。

そのため、「授業を最後まで座って聞くこと」といった指導の仕方は適切ではなく、授業の前には必ずそのような内容の授業を行うことを周知した上で、参加したくない生徒は参加しなくてもよいことや、途中で抜けてもよいこと等を伝えるといった配慮をしている。また、学校側で被害に遭ったことのある児童生徒を把握している場合は、特別な配慮をするようにしているほか、授業を行う教員は生徒の様子を見ながら進めている。事前に把握してなくても、授業の後に生徒から相談に来るケースも少なくないといい、そうした場合に対応できるよう、養護教諭や専門機関と連携できる準備もして取り組んでいる機関が多かった。

性暴力防止教育は、教員が教え、学生の達成度合いを評価（採点）する通常の教科とは異なり、児童生徒が性暴力の背景や構造を理解して、自分の問題として当事者にならないための行動に移せるようになることが目的である。そのため、本教育を行う際は、児童生徒と対等な目線で伝えることを常に意識し、高圧的な表現や、上から指導するようなかたちにならないよう注意が必要であるとの声も多くの機関で聞かれた。

3) 児童生徒の様子を意識した指導

幼児期や小学校低学年では、主に自分の体も他人の体も大事であるといったことや、自分だけの大切なところといった概念を教えることから、プールや着替えといった日常生活の中に取り込んで指導しているようである。断りなく他人の体に触る、着替えているところを見るといった行動や、児童同士でふざけているような行動（スカートめくり、ほかの子供の

ズボンを下ろす等)が見られた場合には、その都度教えていく等、教員が児童の様子を見ながら取り組んでいる。

思春期に入る小学校高学年以降、特に中学生、高校生を対象とする教育では、社会の動きにアンテナを張りつつ、SNSの普及のようにそのときに問題となっている事象を踏まえつつ授業を設計しているようであった。授業の進め方としては、教員が話し生徒に聞かせるというかたちではなく、何らかのワークを取り入れて生徒同士でディスカッションする等、生徒自身に考えさせ、意見を交換させる取組を行っている機関が多い。

(2) 既存の取組の効果・課題

既存の事例では、以下のような取組の効果と課題があった。

1) 取組の効果

授業を受けたことで、それまでの経験や行動に関して、生徒自身の捉えなおしがあると思われる。性に関わるトラブルを自覚し、生徒自身や生徒間で指摘できるようになったり、生徒間でセクシュアルハラスメントのような発言は減ったりするという。また、自分がされてきたことは性暴力だったのだと理解して相談する傾向もあるという。

また、特別支援教育においては、公共トイレの使い方、入浴方法、人との距離等、児童生徒が自分で知る機会がない事項について、時間を取って改めて学習したことで身につけていくようである。身近な生活の場面に結び付けて性について繰り返し学習していくことが重要で、そうすることで男女の距離についても定着してくるという。

2) 取組から分かった課題

授業では、対等な関係を大切にするように指導することから、教員は生徒に対して「しっかり聞くように」「最後まで座っているように」等と言わないこととされているものの、授業開始時には生徒に対して指示的になっている教員もおり、授業の内容だけでなく、授業現場をどのように作っていくかが課題である。「この問題にはこの答え」といった教え方が染みついていて教員や子供もいるため、一つの問いに一つの回答があるという教育方法だけではないということを大人が受け入れる必要がある。

一方で、研修時間を確保できないといった理由から、こうした取組に当たっての全教員への研修が十分にできていないといった声も多く聞かれた。こうした点から、全国的に実施する際は、学校だけで解決しようとするのではなく、専門機関との連携が重要とみられる。

こうした授業や活動に関心を持つのは性被害に遭いやすい女性の方が圧倒的に多いとされ、男性にどのように関心を持ってもらうかといった点も大きな課題とみられる。

また、教職員が性暴力の被害を受けた児童生徒への指導・対応をするに当たっては、性暴力によるトラウマをしっかりと理解することが重要であるとの指摘もあった。授業の実施に当たっては、教職員に対し性暴力の基本的な知識だけでなく、心身にどのような影響を与えるのか、被害児童生徒への対応等に関する研修も行う必要があるとみられる。

3. 発達段階に応じた教材イメージ・指導の手引き等の調査・検討

第2章の調査結果を踏まえ、以下の通り発達段階に応じた具体的で分かりやすい教材イメージ及び指導の手引き、啓発資料等のイメージ、並びに教職員・保護者への案内を検討した。

3.1 教材イメージ

3.1.1 幼児期

(1) 検討に当たっての視点

自分自身を大切にすることや、相手を尊重することが大切であることを、教育の基本となる考え方とした。異性の体の違いに気が付き、興味を持ち始める幼児もいることから、幼児期から自分や相手の体を大切にできるようになることを目指した。

本教材は、5歳以上の幼児を対象としており、切り分けて紙芝居形式にして活用することを想定している。幼児期については、同じことを繰り返し指導することが重要であることから、紙芝居としての活用のみではなく、遊びや園での生活の中で指導できるような機会を捉えて指導することを想定している。

(2) 教材のあり方における留意点

実際に発生している性暴力においては、口や顔への被害も多いことから、水着で隠れる部分に限らず、口や顔、それ以外の部分も自分だけの大切な体であることが伝わるよう留意した。また、男児も性暴力の被害に遭う可能性があることから、本教材のイラストにおいては女児だけでなく男児も被害に遭う可能性を認識してもらえるよう工夫した。

嫌な気持ちになる触られ方については例示する必要はあるものの、スカートめくりやズボン下ろしといった行為を具体的に例示すると、かえって幼児が真似をする可能性があるとの指摘もあったことから、教材自体にはそのようなイラストは用いないこととした。

(3) 構成・内容

幼児が興味を持ちやすいよう紙芝居形式とし、かつ、切り分けて使用することができるような構成とした。また、一部のスライドは幼児と一緒に考えるようなワーク形式とした。具体的な構成と内容は以下の通りである。

1) 自分の体

自分の体は自分だけの大切なものであること、また、相手の体も大切であることについて説明した。

2) 自分だけの大事なところ

自分だけの大切なところについて説明した上で、自分だけの大切なところは見せたり、触らせたりしてはいけないことや、相手の大切なところも見たり、触ったりしてはいけないことを記載した。

3) 嫌な気持ち

嫌な気持ちになる触り方について記載するほか、嫌な気持ちになる触られ方をしたときの対応方法について記載した。嫌な触られ方をしたときの対応方法については「嫌だと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」という流れを明確に示し、幼児が具体的にイメージできるよう工夫した。

3.1.2 小学校

(1) 低・中学年

1) 検討に当たっての視点

自分自身を大切にすることや、相手を尊重することが大切であることを、教育の基本となる考え方とした。小学校低学年、中学年の段階から、自分とほかの人の体を大切にできるようにすることにより、性暴力の被害者・加害者にならないための知識や判断力を身に付けられるようになることを目指した。

本教材の対象者は、小学校低学年から中学年までの児童としている。

2) 教材のあり方における留意点

日常生活の場面を想定した事例を扱い、児童の理解を深めることができるよう工夫した。また、ワークシートを用いて児童に考えさせる時間を設ける等、双方型を意識した授業ができるよう工夫した。また、実際に発生している性暴力においては、口や顔への被害も多いことから、水着で隠れる部分に限らず、口や顔、それ以外の部分も自分だけの大切な体であることが伝わるよう留意した。

そのほか、授業を受けている児童の中には、過去に性暴力に遭ったことがある、もしくは、今まさに性暴力被害を受けている児童がいる可能性があることを念頭に、具体的な被害事例の掲載は控えた。

3) 構成・内容

学校の実態に合わせて使用することができるよう加除が可能なスライド形式とし、教材とワークシートで構成した。具体的な構成と内容は以下の通りである。

a. 教材

ア) 自分の体もほかの人の体も大切

自分の体は自分だけの大切なものであること、ほかの人の体も大切であることを説明した。

イ) 自分だけの大切なところ

自分だけの大切なところについて説明した。また、自分だけの大切なところは見せたり、触らせたりしてはいけないこと、並びに、ほかの人の大切なところを見たり、触ったりしてはいけないことを説明した。

ウ) 自分だけの大切なところに誰かが触ってきたら

自分の体を触られて嫌な気持ちになる場面について考えさせるとともに、嫌な気持ちになる触られ方をしたときの対応方法を説明した。

b. ワークシート

ア) 自分の体もほかの人の体も大切

自分の体を大切にするためにできることを考えさせるものとした。

イ) 自分だけの大切なところに誰かが触ってきたら

自分の体を触られて嫌な気持ちになる場面について考えさせるとともに、嫌な気持ちになる触られ方をしたときの対応方法を考えさせるものとした。

(2) 高学年

1) 検討に当たっての視点

小学校中学年までに身に付けた「自分とほかの人の体を大切にする」という点を教育の基本となる考え方とした。また、小学校高学年はスマートフォンや、パソコンを使用できる環境にある児童も多くなることから、SNSの危険性についても扱うこととした。

具体的には、自分以外のほかの人を尊重するための距離感を学び、自分とほかの人を守る距離感のルールを理解して性暴力の被害者・加害者にならないための思考力を高めることや、対等な関係性について理解することで性暴力の加害者にならないための思考を身に付けることを目指している。また、SNS等を介した性暴力被害を未然に防ぐため、事例を通じてSNSの危険性を理解することも目標としている。

本教材の対象者は、小学校高学年の児童としている。

2) 教材のあり方における留意点

日常生活の場面を想定した事例を扱い、児童の理解を深めることができるよう工夫した。また、ワークシートを用いて児童に考えさせる時間を設ける等、双方型を意識した授業ができるよう工夫した。さらに、過去に性暴力に遭ったことがある、もしくは、今まさに性暴力被害を受けている児童が授業を受けている児童の中にある可能性があることを念頭に、二次被害を防ぐという観点から、SNS 等を介した性暴力被害に関する事例を含め、具体的な被害事例の掲載は控えた。

また、男児も性暴力の被害に遭う可能性もあることから、SNS 等を介した性暴力被害についてのイラストは、性別に偏りなく被害に遭う可能性を認識してもらえるよう工夫した。

3) 構成・内容

学校の実態に合わせて使用することができるよう加除が可能なスライド形式とし、教材とワークシートで構成した。具体的な構成と内容は以下の通りである。

a. 教材

ア) 自分だけの大切なところ

自分だけの大切なところは、見せたり、触らせたりしてはいけないこと、並びに、ほかの人の大切なところを見たり、触ったりしてはいけないことを説明した。

イ) 自分とほかの人を守るためのルール

自分とほかの人（家族や教員も含む）の間には体と心の距離感があることを説明した。心の距離感については、児童の理解が深まるよう、日常生活の場面を想定した事例を用いて説明した。

ウ) 自分とほかの人との距離感が守られないときの対応方法

人との距離感が守られないとき取るべき行動と、相談方法について記載した。具体的にどのような行動を取るべきか、誰に相談すればよいかイメージできるように工夫した。また、学んだことを踏まえ、自分と相手を大切に、良好な関係性を築くためにできることを考えさせるワークシートを設けた。

エ) SNS を使うときに気を付けること

スマートフォンやパソコンを使用できる環境にある児童も多く、児童が様々な情報を入手しやすくなることから、事例を通して、SNS 等を介して性暴力被害が起き得る危険性があることを説明した。

b. ワークシート

人との距離感が守られないときの対応方法と、自分と相手を大切にし、良好な関係を築くためにできることについて考えさせるものとした。

3.1.3 中学校

(1) 検討に当たっての視点

自分自身を大切にすることや、相手を尊重することが大切であることを、教育の基本となる考え方とした。また、生徒が性暴力に関する正しい情報を理解することで、加害者・被害者・傍観者にならないための行動を取れるようになることを目指した。

本教材の対象者は、中学校1年生から3年生としている。

(2) 教材のあり方における留意点

悪いのは加害者であり被害者は悪くないこと、性暴力は許されないことが生徒に伝わるよう留意した。また、登場人物を同世代とし、極端な事例ではなく中学生に起こり得る事例を用いることで性暴力が身近な問題であることに気付かせる工夫をした。

そのほか、過去に性暴力に遭ったことがある、もしくは、今まさに性暴力被害を受けている生徒がいる可能性があることを念頭に、イラストは過度な描写を控える配慮を行った。

(3) 構成・内容

学校の実態に合わせて使用することができるよう加除が可能なスライド形式とし、教材、補足資料（事例集）、ワークシート、相談先の4部構成とした。具体的な構成と内容は、以下の通りである。

1) 教材

a. よりよい人間関係ってなんだろう？

性暴力の授業を実施する上で、自他を尊重することの大切さは欠かせない視点となることから、自分と相手の心と体には距離感があることを説明した。

b. 性的な暴力とは？

性暴力に関する正しい知識を得られるよう、性暴力の例（デートDV、SNSの危険性等）やその背景のほか、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことについて説明した。

c. もし性的な暴力の被害にあったら・・・

性暴力の被害に遭ったときや、友人から相談を受けたとき、友人の性暴力（加害）に気付

いたときの対応方法を説明した。

2) 補足資料（事例集）

デートDV、SNSの危険性について、学校やクラスの実態に合わせて授業に取り入れることができるよう複数の事例を掲載した。登場人物は同年代で男女ともに被害者となり得る設定とし、中学生にも起こり得る事例とすることで性暴力が身近な問題であることを生徒に気付かせる工夫を行った。

3) ワークシート

補足資料の事例を基に、登場人物の気持ちを考えさせ、被害に遭わない方法や加害者にならないようにするにはどうすればよいかを考えさせるものとした。また、学校やクラスの実態に合わせた使用が可能となるよう、設問には汎用性を持たせた。

4) 相談先

性暴力の被害に遭ったときや友人から相談を受けたとき、友人の性暴力（加害）に気付いたときに、一人で抱え込まずに相談することや、身近に相談できる人がいない場合には専門機関に相談できるよう、相談先の情報を記載した。また、教材と切り離して配布できる形とした。

3.1.4 高校

(1) 検討に当たっての視点

自分自身を大切にすることや、相手を尊重することが大切であることを、教育の基本となる考え方とした。また、生徒が性暴力に関する正しい情報を理解することで、加害者・被害者・傍観者にならないための行動を取れるようになることを目指した。

本教材の対象者は、高校1年生から3年生とし、授業の1単位時間で扱われることを想定している。

(2) 教材のあり方における留意点

悪いのは加害者であり被害者は悪くないこと、性暴力は許されないことが生徒に伝わるように留意した。また、登場人物を同世代とし、極端な事例ではなく高校生にも起こり得る事例を用いることで性暴力が身近な問題であることに気付かせる工夫をした。

そのほか、過去に性暴力に遭ったことがある、もしくは、今まさに性暴力被害を受けている生徒がいることを念頭に、イラストは過度な描写を控える配慮を行った。

(3) 構成・内容

学校の実態に合わせて使用することができるよう加除が可能なスライド形式とし、教材、補足資料（事例集）、ワークシート、相談先の4部構成とした。具体的な構成と内容は、以

下の通りである。

1) 教材

a. よりよい人間関係ってなんだろう？

性暴力の授業を実施する上で、自他を尊重することの大切さは欠かせない視点となることから、自分と相手の心と体には距離感があることを説明した。

b. 性暴力とは？

性暴力に関する正しい知識を得られるよう、性暴力の例（デートDV、SNSの危険性、セクシュアルハラスメント、JKビジネス等）、背景、現状のデータを説明した。また、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことや二次被害の例を説明した。

c. もし性暴力の被害にあったら・・・

性暴力の被害に遭ったときや、友人から相談を受けたとき、友人の性暴力（加害）に気付いたときの対応方法を説明した。

2) 補足資料（事例集）

デートDV、SNSの危険性、セクシュアルハラスメント、JKビジネスについて、学校やクラスの実態に合わせて授業に取り入れることができるよう複数の事例を掲載した。登場人物は同年代で男女ともに被害者になり得る設定とし、高校生にも起こり得る事例とすることで性暴力が身近な問題であることを生徒に気付かせる工夫を行った。

3) ワークシート

補足資料の事例を基に、登場人物の気持ちを考えさせ、被害に遭わない方法や加害者にならないようにするにはどうすればよいかを考えさせるものとした。また、学校やクラスの実態に合わせた使用が可能となるよう設問には汎用性を持たせた。

4) 相談先

性暴力の被害に遭ったときや友人から相談を受けたとき、友人の性暴力（加害）に気付いたときに一人で抱え込まずに相談することや、身近に相談できる人がいない場合には専門機関に相談できるよう、相談先の情報を記載した。また、教材と切り離して配布できる形とした。

3.1.5 高校（卒業直前）・大学・一般

(1) 検討に当たっての視点

自分や周りの人が心と体を大切にすることを、その権利の尊重が大切であることを、教育の基本となる考え方とした。また、幼児期から大学までの体系的な学びを意識しつつ、性暴力に関する正しい知識や情報を伝えられるような資料を目指した。さらに、性暴力が起こる背景を理解した上で、読者が加害者・被害者・傍観者にならないための行動を取れるようになることを目指した。

本資料の対象者は、高校卒業直前の生徒や大学生、一般の人であり、啓発資料としての利用を想定している。高校では、主に卒業直前の生徒に資料を配布することを想定しており、学校の実態に合わせて必要に応じて授業を実施することも可能としている。大学では、新入生オリエンテーションや授業等で資料を配布した上で、必要に応じて内容について教職員等から紹介してもらうことや、大学構内やハラスメント相談室等に資料を設置し、学生が自由に持ち帰れるようにすること等を想定している。一般の人には、ウェブサイト上で資料を閲覧できるようにし、個人や団体等で自由に活用してもらうことを想定している。

(2) 教材のあり方における留意点

性暴力が身近で起きていることを、データを示しながら正しく伝えられるよう工夫した。また、性暴力のない社会に向けて、一人一人がどのような考えや行動を取ることができるかについて、分かりやすく伝えられるよう留意した。さらに、多くの方に気軽に手に取って読んでもらえるような資料となるよう、親しみやすいイラストを交えながら、簡潔で分かりやすく伝えられるよう配慮した。

(3) 構成・内容

多くの方に活用してもらえよう、表紙を含めて4ページの構成とし、A4サイズで二つ折りになるようにした。具体的な構成と内容は、以下の通りである。

1) 表紙

興味を持って手に取ってもらえるようなデザインにした。また、どのような資料であるかが分かるよう、資料の目次及び概要を記載した。

2) 性暴力の定義、データ

性暴力に関する正しい知識を得られるよう、性暴力の定義や種類(同意のない性的な行為、セクシュアルハラスメント、AV出演強要問題等)を説明した。また、性暴力により被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことや、性暴力は決して許されないものであり被害者は悪くないこと等を説明した。加えて、性暴力に関する調査結果を紹介し、身近で被害が起きていることや、若年層の被害が多いこと、顔見知りからの被害が多いことを説明した。

3) 性暴力の被害事例、性暴力防止に向けた考え方・行動

性暴力の事例を紹介し、被害が身近で起きていることを伝えた。また、被害に遭いそうになったとき等に、自分の心と体を守るための行動を取ることができることを説明した。さらに、性暴力が起きる背景も説明し、性暴力が起きないようにするためにどのような考え方や行動を取ることが大切であるかを記載した。

4) 困ったときの対応方法、相談先

性暴力の被害に遭ったときや相談を受けたとき、困っている人を見かけたときに適切な対応を取れるよう、具体的な対応方法を説明した。また、困ったときや辛いとき等には専門機関に迷わず相談するよう説明し、相談先の情報を記載した。相談先の二次元コードも併せて掲載することで、スマートフォン等を用いて相談先の情報を気軽に確認できるよう工夫した。

3.2 指導の手引き

3.2.1 概論

(1) 指導手引きの検討に当たっての視点・留意点

各段階におけるねらいを明確に示すことで、各学校において教員がねらいに基づいた適切かつ効果的な指導をできるように工夫した。また、学校間や教員間で性暴力に関する知見が異なる可能性を考慮し、各教員が無理なく適切に指導を行えるよう、指導が必要とされる背景や指導上の留意点、授業における工夫を簡潔に分かりやすく記載することに留意した。さらに、指導の展開例を示すことで、指導準備にかかる教員の負担を減らし、教材を用いて効果的に指導を行うことができるようにした。

加えて、既存取組に関するヒアリング調査において、性暴力というテーマを取り扱う上で配慮が必要であることを複数団体より聴取したことから、このテーマを取り扱う上での配慮・留意事項も詳細に検討した。

(2) 構成・内容

1) 生命の安全教育の趣旨・目標、各段階におけるねらい、指導内容

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」等に基づき、生命の安全教育の趣旨及び目標を説明した。また、各段階におけるねらいの概要や指導内容を表形式でまとめ、生命の安全教育における幼児期から一般までの体系的な学びの全体像を示すことで、各学校における指導が生命の安全教育の全体のどこに位置付けられているかについて、教員が適切に理解できるように工夫した。

2) 生命の安全教育の推進に当たっての留意事項

教材の使用に関しては、各学校の判断により教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられることや、授業の中で教材を使用する場合は各教科の目標や内容等を踏まえて適切に使用することを説明した。

指導後には児童生徒から相談を受けることが想定され、その場合に教員が適切に対応することが大切であるため、既存取組の調査結果に基づき、相談を受けた場合の対応のポイントを具体的に記載した。一部の相談機関の情報も併せて紹介した。また、家庭環境等により指導内容を十分に理解できない児童生徒への配慮事項や、文化的背景が異なる外国籍の児童生徒への配慮事項も記載した。

さらに、生命の安全教育の推進に当たっては保護者への説明及び保護者との連携が大切であることから、保護者への対応についても具体的に説明した。

3.2.2 幼児期

(1) 検討に当たっての視点と留意点

異性の体の違いに気が付き、興味を持ち始める幼児もいることから、幼児期から自分や相手の体を大切にできるようにすることを、指導における基本的な考え方とした。

被害防止の観点では、自分だけの大切なところを守るルールや、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を効果的に指導できるよう、指導上の留意点や指導方法、ポイント等を検討した。

(2) 構成・内容

1) ねらい

既存取組の調査結果等に基づき、ねらいを具体的に記載した。

2) 教材・題材に関する説明

教材の内容や活用方法を紹介した。題材については、既存取組の調査結果に基づき、題材設定の理由、指導上の留意点、指導方法、「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項を記載した。

3) 学習内容等

各題材における指導上の留意点を具体的に記載した。

4) 性暴力被害防止に取り組む際のポイント、保護者への対応等

幼稚園・保育園等の施設全体で性暴力被害防止に取り組む際のポイントを具体的に記載したほか、保護者から相談を受けた際の対応方法等について記載した。

3.2.3 小学校

(1) 低・中学年

1) 検討に当たっての視点と留意点

小学校低・中学年から自分とほかの人の体を大切にできるようにすることで、性暴力の被害者・加害者にならないための知識や判断力を身に付けられるようになることを、指導における基本的な考え方とした。

被害防止の観点では、自分だけの大切なところを守るルールや、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を効果的に指導できるよう、指導上の留意点や指導方法、ポイント等を検討した。

2) 構成・内容

a. ねらい

既存取組の調査結果等に基づき、ねらいを具体的に記載した。

b. 教材・題材に関する説明

教材の内容や活用方法を紹介した。題材については、既存取組の調査結果に基づき、題材設定の理由、指導上の留意点、「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項を記載した。

c. 展開、授業の進め方の工夫等

授業の展開例を示し、指導上の留意点も具体的に記載した。また、授業の進め方の工夫や、ワークを行う際のポイントを具体的に説明した。

(2) 高学年

1) 検討に当たっての視点と留意点

自分とほかの人を守る距離感のルールを理解し、性暴力の被害者・加害者にならないための思考力を高めるとともに、対等な関係性を理解し、性暴力の加害者にならないための思考を身に付けられるようにすることを、指導における基本的な考え方とした。また、小学校高学年はスマートフォンや、パソコンを使用できる環境にある児童も多く、SNS等を介した性暴力被害を未然に防ぐために SNS の危険性を理解できるようにすることを、基本的な考え方とした。

自分とほかの人の大切なところを守るルールや、人との距離感、距離感が守られないとき取るべき行動を効果的に指導できるよう、指導上の留意点や指導方法、ポイント等を検討した。

2) 構成・内容

a. ねらい

既存取組の調査結果等に基づき、ねらいを具体的に記載した。

b. 教材・題材に関する説明

教材の内容や活用方法を紹介した。題材については、既存取組の調査結果に基づき、題材設定の理由、指導上の留意点、「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項を記載した。

c. 展開、授業の進め方の工夫等

授業の展開例を示し、指導上の留意点も具体的に記載した。また、授業の進め方の工夫や、ワークを行う際のポイントを具体的に説明した。

3.2.4 中学校

(1) 検討に当たっての視点と留意点

中学生での性暴力は、加害者に優位性がある状況での被害が多く、生徒間での性暴力も増加する。また、インターネットへのアクセスが容易になることで、SNS等を介した被害も発生する。そのような現状も含め、性暴力について生徒が正しく理解できるようにすることを指導における基本的な考え方とした。

被害防止の観点では、被害を未然に防ぐためにできることや、被害に遭った場合の対処法を効果的に指導できるような記載とするよう留意した。また、加害者・傍観者にならないための考え方や行動を生徒に対して効果的に指導できるよう、指導上の留意点やポイント等を検討した。

(2) 構成・内容

1) ねらい

既存取組の調査結果等に基づき、ねらいを具体的に記載した。

2) 教材・題材に関する説明

教材の活用方法や、授業で活用可能な資料を紹介した。題材については、既存取組の調査結果に基づき、題材設定の理由、指導上の留意点、「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項を記載した。

3) 展開、授業の進め方の工夫等

授業の展開例を示し、指導上の留意点も具体的に記載した。また、授業の進め方の工夫や、ワークを行う際のポイントを具体的に説明した。

4) 参考資料、参考情報

参考となるほかの資料を紹介した。

3.2.5 高校

(1) 検討に当たっての視点と留意点

高校での性暴力は、人間関係が広がる中で、学校の先輩・同級生・後輩、交際相手、指導者等、身近な人から性暴力を受ける場合が多い現状も含め、性暴力について生徒が正しく理解できるようにすることを、指導における基本的な考え方とした。

被害防止の観点では、被害を未然に防ぐためにできることや、被害に遭った場合の対処法を効果的に指導できるような記載とするよう留意した。また、加害者・傍観者にならないための考え方や行動を生徒に対して効果的に指導できるよう、指導上の留意点やポイント等を検討した。

(2) 構成・内容

1) ねらい

既存取組の調査結果等に基づき、ねらいを具体的に記載した。

2) 教材・題材に関する説明

教材の活用方法や、授業で活用可能な資料を紹介した。題材については、既存取組の調査結果に基づき、題材設定の理由、指導上の留意点、「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項を記載した。

3) 展開、授業の進め方の工夫等

授業の展開例を示し、指導上の留意点も具体的に記載した。また、授業の進め方の工夫や、ワークを行う際のポイントを具体的に説明した。

4) 参考資料、参考情報

参考となるほかの資料を紹介した。

3.2.6 高校（卒業直前）・大学・一般

(1) 検討に当たっての視点と留意点

高校卒業後の進学先や職場等で性暴力に遭う可能性があることから、被害が身近で起きているという現状も含め、性暴力について生徒が正しく理解できるようにすることを、指導における基本的な考え方とした。

被害防止の観点では、被害を未然に防ぐためにできることや、被害に遭った場合の対処法を効果的に指導できるような記載とするよう留意した。また、加害者・傍観者にならないための考え方や行動を生徒に対して効果的に指導できるよう、指導上の留意点やポイント等を検討した。

(2) 構成・内容

1) ねらい

既存取組の調査結果等に基づき、ねらいを具体的に記載した。

2) 教材・題材に関する説明

教材の活用方法や、授業で活用可能な資料を紹介した。題材については、既存取組の調査結果に基づき、題材設定の理由、指導上の留意点、「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項を記載した。

3) 展開、授業の進め方の工夫等

授業の展開例を示し、指導上の留意点も具体的に記載した。また、授業の進め方の工夫や、ワークを行う際のポイントを具体的に説明した。

4) 参考資料、参考情報

参考となるほかの資料を紹介した。また、刑法の関連条文を記載し、必要に応じて授業で紹介可能と説明した。

3.2.7 特別支援教育

(1) 検討に当たっての視点と留意点

障害のある児童生徒等が性暴力の当事者とならないよう、安全な意思決定や相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようになることを、指導における基本的な考え方とした。また、障害のある児童生徒等が被害加害について正しく認識し、困ったときに適切に対応することができるようにするために、指導における工夫や留意点を検討した。

また、性暴力というテーマの内容によっては授業で扱うことが難しい可能性があることを考慮した上で、具体的な指導方法を検討した。加えて、障害のある児童生徒等への指導に

当たり配慮・工夫が必要な事項等を検討した。

(2) 構成・内容

1) ねらい

既存取組の調査結果等に基づき、ねらいを具体的に記載した。また、知的発達程度により習熟度が異なることを考慮した上で、一人一人の児童生徒等の状況に応じた指導を行う必要があることを記載した。

2) 教材、実施方法に関する説明

性暴力に関する個別指導の実施方法や、各段階の教材内容について具体的に記載した。また、指導の理由や指導上の留意点を具体的に記載した。

3) 教材を活用する上での工夫

各段階の教材を活用する上での工夫を詳細に記載した。

4) 児童生徒等から相談を受けた場合の対応のポイント

「指導の手引き（概論）」の「児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント（各段階共通）」に加えて、特別支援教育における児童生徒等への対応に当たり特に留意が必要な点を記載した。

5) 保護者への対応

特別支援教育では、保護者の理解を得ることや保護者との連携が特に重要であることから、保護者への対応のポイントを詳細に記載した。

3.3 教職員・保護者への案内

教職員向けに、生命の安全教育の趣旨や教育内容等について説明する案内を作成した。また、保護者への案内については、既存取組の調査結果に基づき、各段階における案内のひな形を作成した。

4. 検討会開催概要

検討会において、生命の安全教育のあり方や、教材イメージ・指導の手引き及び啓発資料に関する議論が行われた。概要は以下の通りである。

4.1 第1回検討会

4.1.1 日時

令和2年9月30日（水）10：00～11：40

4.1.2 議事概要

- 林内閣府男女共同参画局長及び浅田文部科学省総合教育政策局長並びに検討会委員から挨拶があった。
- 性犯罪・性暴力に関して、内閣府から現状の説明が行われた。
- 現状の学校教育での取組について、文部科学省から説明があった。
- 国際的な取組について、参考人(良 香織 宇都宮大学 准教授)から説明があった。
- 既存取組例の紹介について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。
- ヒアリング調査実施計画について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。
- 委員から、福岡県での取組について紹介があった後、意見交換が行われた。

4.2 第2回検討会

4.2.1 日時

令和2年11月20日（金）9：00～11：00

4.2.2 概要

- 座長から挨拶があった。
- 既存教材・取組に関する調査結果について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。
- ヒアリング調査結果の概要について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。
- 特徴的な取組における教材の概要について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。
- 委員から、全体を通じた質疑と意見交換があった。

4.3 第3回検討会

4.3.1 日時

令和3年2月2日（火）14：00～16：00

4.3.2 概要

- 座長から挨拶があった。
- 教材骨子について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。
- 教材イメージ案について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。
- 指導の手引き案について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。
- 委員から、全体を通じた質疑と意見交換があった。

4.4 第4回検討会

4.4.1 日時

令和3年3月15日（月）13：00～14：30

4.4.2 議事概要

- 座長から挨拶があった。
- 教材イメージ案について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。
- 指導の手引き案について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。
- 報告書案について、委託事業者からの説明後、委員より質疑が行われた。
- 委員から、全体を通じた質疑と、意見交換があった。
- 林内閣府男女共同参画局長から、締めくくりの挨拶があった。

5. 付録一覧

5.1 教材・啓発資料イメージ

- ① 幼児期
- ② 小学校
- ③ 中学校
- ④ 高校
- ⑤ 高校（卒業直前）・大学・一般

5.2 指導の手引き

5.3 教職員・保護者への案内

- ① 教職員への案内
- ② 保護者への案内ひな形

令和2年度 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための
「生命の安全教育」調査研究事業 報告書

令和3年3月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社
技術・安全事業部
TEL (03) 6858-3529